

## 平成二十六年厚生労働省令第百十号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律

施行規則

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第五項及び第六項、第三条第一項及び第二項第四号、第四条第一項及び第三項第二号（同法第五条第二項において準用する場合を含む。）第五条第一項及び第三項、第六条、第十四条第一項及び第二項、第十六条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二项、第二十二条第一項、第二十五条、第二十六条第一項及び第二項、第三项第三号並びに第四項（これらの規定を同法第二十七条第三項及び第二十八条第六項において準用する場合を含む。）第二十七条第一項ただし書、第二项及び第四项、第三十条第一項、第三十四条、第三十五条第一項及び第二項（同法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）第三十七条及び第三十八条第四項（これらの規定を同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項、第四十条第一項、第五十四条並びに第五十六条第一項の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 総則	（用語の定義）
第一条	この省令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
第二章 総則	
第三章 再生医療等の提供	
第四節 再生医療等提供基準	
第五章 特定細胞加工物の製造	
第六章 雜則	
附則	

一 「幹細胞」とは、自己複製能（自己と同一の能力を有する細胞を複製する能力をいう。）及び多分化能（異なる系列の細胞に分化する能力をいう。）を有する細胞をいう。

二 「人工多能性幹細胞」とは、人工的に多能性（内胚葉、中胚葉及び外胚葉の細胞に分化する性質をいう。）を誘導された幹細胞をいう。

三 「人工多能性幹細胞様細胞」とは、前号以外の細胞であつて人工多能性幹細胞と類似の性質を有する細胞をいう。

四 「相同利用」とは、採取した細胞が再生医療等（再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する再生医療等をいう。以下同じ。）を受ける者の再生医療等（再生医療等の対象となる部位の細胞と同様の機能を持つ細胞の投与方法をいう。）の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する再生医療等をいう。以下同じ。）を受ける者の再生細胞（再生医療等製品（医薬品、医療機器等の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。以下同じ。）の構成細胞を除く。以下同じ。）が人の受精卵である場合には当該受精卵を作製する人の精子（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号。以下「施行令」という。）第一条第三号に規定する人の精子をいう。）を提供する男性及び人の未受精卵（施行令第一条第三号に規定する未受精卵をいう。）を提供する女性並びに再生医療等に用いる細胞が人の受精卵以外の人の細胞である場合には当該細胞を採取される者をいう。

六 「代諾者」とは、細胞を採取される者又は再生医療等を受ける者の親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準じる者をいう。

七 「提供機関管理者」とは、再生医療等提供機関（法第六条に規定する再生医療等提供機関をいう。以下同じ。）の管理者をいう。

八 「多施設共同研究」とは、研究として行う再生医療等であつて、一の研究の計画書（以下「研究計画書」という。）に基づき複数の再生医療等の提供を行ふ医療機関（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五）

第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において行われるものをいう。

九 「代表管理者」とは、再生医療等を多施設共同研究として行う場合において、複数の再生医療等の提供を行ふ医療機関の管理者を代表する管理者をいう。

十 「モニタリング」とは、研究として再生医療等を行う場合において、研究に対する信頼性の確保及び再生医療等を受ける者の保護の観点から研究が適正に行われていることを確保するため、当該研究の進捗状況並びに当該研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われているかどうかについて、再生医療等の提供を行ふ医療機関の管理者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。

十一 「監査」とは、研究として再生医療等を行う場合において、研究に対する信頼性の確保及び再生医療等を受ける者の保護の観点から研究により収集された資料の信頼性を確保するため、当該研究がこの省令及び研究計画書に従つて行われたかどうかについて、再生医療等の提供を行ふ医療機関の管理者が特定の者を指定して行わせる調査をいう。

十二 「施設管理者」とは、法第四十三条に規定する者をいう。

十三 「資材」とは、特定細胞加工物（法第二条第四項に規定する特定細胞加工物をいう。以下同じ。）の容器、被包及び表示物をいう。

十四 「作業所」とは、製造作業を行う場所をいう。

十五 「ロット」とは、一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された特定細胞加工物及び原料（以下「特定細胞加工物等」という。）の一群をいう。

十六 「管理単位」とは、同一性が確認された資材の一群をいう。

十七 「清浄度管理区域」とは、作業所のうち、特定細胞加工物等（無菌操作により取り扱う必要のあるものを除く。）の調製作業を行う場所及び滅菌される前の容器等が作業所内の空気につれてる場所をいう。

十八 「無菌操作等区域」とは、作業所のうち、無菌操作により取り扱う必要がある特定細胞加工物等の調製作業を行う場所、滅菌された容器等が作業所内の空気に触れる場所及び無菌試験等の無菌操作を行う場所をいう。

十九 「ドナー動物」とは、再生医療等に用いられる細胞を採取される動物をいう。

二十 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び適切性を判定することをいう。

二十一 「法」第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。

一 人の胚性幹細胞、人工多能性幹細胞又は人多能性幹細胞様細胞に培養その他の加工を施したもの用いる医療技術（前号に掲げるものを除く。）

二 遺伝子を導入若しくは変更する操作を行つた細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したもの用いる医療技術（前号に掲げるものを除く。）

三 動物の細胞に培養その他の加工を施したもの用いる医療技術（前二号に掲げるものを除く。）

四 投与を受ける者以外の人の細胞に培養その他の加工を施したもの用いる医療技術（前二号に掲げるものを除く。）

五 「細胞提供者」とは、再生医療等に用いる細胞（再生医療等製品（医薬品、医療機器等の二十五又は第二十三条の三十七の承認を受けた再生医療等製品をいう。以下同じ。）の構成細胞を除く。以下同じ。）が人の受精卵である場合には当該受精卵を作製する人の精子（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号。以下「施行令」という。）第一条第三号に規定する人の精子をいう。）を提供する男性及び人の未受精卵（施行令第一条第三号に規定する未受精卵をいう。）を提供する女性並びに再生医療等に用いる細胞が人の受精卵以外の人の細胞である場合には当該細胞を採取される者をいう。

六 「再生医療等」とは、厚生労働省令で定める再生医療等技術（前二号に掲げるものを除く。）

七 「再生医療等提供基準」とは、作業所のうち、特定細胞加工物等（無菌操作により取り扱う必要のあるものを除く。）の調製作業を行う場所及び滅菌される前の容器等が作業所内の空気につれてる場所をいう。

八 「再生医療等提供基準」とは、法第三条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等の提供に関する基準（以下「再生医療等提供基準」という。）は、次条から第二十一条の十三までに定めるところによる。

（人員）

第五条 第一種再生医療等（法第二条第五項に規定する第一種再生医療等をいう。以下同じ。）又は第二種再生医療等（法第二条第六項に規定

する第二種再生医療等をいう。以下同じ。)の提供を行つ医療機関は、当該第一種再生医療等又は第二種再生医療等に関する業務の実施を統括するため、当該業務に係る責任者(以下「実施責任者」という。)を置かなければならぬ。実施責任者は、医師又は歯科医師であつて、実施する第一種再生医療等又は第二種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知見並びに医療に関する経験及び知識を有していなければならず、研究として再生医療等を行う場合には、研究に関する倫理に配慮して当該研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けていなければならぬ。

(構造設備その他の施設)

**第六条** 第一種再生医療等又は第二種再生医療等の提供を行う医療機関は、当該医療機関において再生医療等を受ける者に対し、救急医療等を行うために必要な施設又は設備を有していなければならない。ただし、他の医療機関と連携することにより、当該者に対し、救急医療等を行うために必要な体制があらかじめ確保されている場合には、この限りでない。

(細胞の入手)

**第七条** 再生医療等を行つ医師又は歯科医師は、再生医療等に用いる細胞が、次に掲げる要件を満たすことを確認し、必要に応じ検査等を行つて、当該細胞を再生医療等に用いることが適切であることを確認しなければならない。

一次に掲げる要件を満たした医療機関等において細胞の提供(細胞提供者からの細胞の提供に限る。以下同じ。)又は動物の細胞の採取が行われたこと。

イ 適切に細胞の提供を受け又は動物の細胞の採取をし、当該細胞の保管に当たり必要な管理を行つてること。

ロ 細胞の提供を受けたこと又は動物の細胞の採取をすること並びに当該細胞の保管に関する十分な知識及び技術を有する者をしていること。

二 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者の健康状態、年齢その他の事情を考慮した上で、当該細胞提供者の選定がなされたこと。

三 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者が細胞の提供を行うのに十分な適格性を有するかどうかの判定をするために、利用の目的に応じて、既往歴の確認、診察、検査等を行つたこと。

(本項請假之件之加註)

する第二種再生医療等をいう。以下同じ。)の提供を行う医療機関は、当該第一種再生医療等又は第二種再生医療等に関する業務の実施を統括するため、当該業務に係る責任者(以下「実施責任者」という。)を置かなければならぬ。

実施責任者は、医師又は歯科医師であつて、実施する第一種再生医療等又は第二種再生医療等の対象となる疾患及び当該疾患に関連する分野について、十分な科学的知見並びに医療に関する経験及び知識を有していなければならず、研究として再生医療等を行う場合には、研究に関する倫理に配慮して当該研究を適正に実施するための十分な教育及び訓練を受けていなければならぬ。

六

四  
五 細胞の提供を受けた後に、感染症の感染後、検査をしても感染を証明できない期間があることを勘案し、検査方法、検査項目等に応じて、可能な範囲で、適切な時期に再検査を実施していること。

六 死亡した者から細胞を採取する場合にあっては、礼意を失わないように注意し、遺族に対する対して、細胞の用途その他細胞の採取に関する必要な事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ていること。

イ 細胞の提供を受ける際に、細胞提供者に対して、原則として、次に掲げる事項について、できる限り平易な表現を用い、文書により適切な説明を行い、文書により同意を得ていること。

六 細胞提供者に対する再生医療等の名称及び当該再生医療等の提供について厚生労働大臣に再生医療等提供計画（法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画）を提出している旨

口 細胞の提供を受ける医療機関等の名称及び細胞の採取を行う医師又は歯科医師の氏名ハ 当該細胞の用途

ニ 細胞提供者として選定された理由

ホ 当該細胞の提供により予期される利益及び不利益

ヘ 細胞提供者となることは任意である」と。  
ト 同意の撤回に関する事項

チ 当該細胞の提供をしないこと又は同意を撤回することにより不利益な取扱いを受けないこと。

リ 研究に関する情報公開の方法（研究として再生医療等を行う場合に限る。）

ヌ 細胞提供者の個人情報（法第十五条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項

ル 試料等（人体から取得された試料及び再生医療等に用いる情報をいう。以下同じ。）の保管及び廃棄の方法

ヲ 研究に対する第八条の八第一項各号に規定する関与に関する状況（研究として再生医療等を行う場合に限る。）

ワ 当該細胞を用いる再生医療等に係る特許権、著作権その他の財産権又は経済的利益の帰属に関する事項

七

レ カ  
苦情及び問合せへの対応に関する体制  
当該細胞の提供に係る費用に関する事項  
当該細胞による健康被害に対する補償に関する事項

ソ タ  
再生医療等の提供に伴い、細胞提供者の健康、子孫に受け継がれ得る遺伝的特徴等に関する重要な知見が得られる可能性がある場合には、当該細胞提供者に係るその知見（偶発的所見を含む。）の取扱い

ソ ソ  
細胞提供者から取得された試料等について、当該細胞提供者から同意を得る時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の医療機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意を受ける時点において想定される内容

ソ ツ  
再生医療等の審査等業務（法第二十六条第一項に規定する審査等業務をいう。以下同じ。）を行つ認定再生医療等委員会（法第二十六条第五項第二号に規定する認定再生医療等委員会をいう。以下同じ。）における審査事項その他当該再生医療等に係る認定再生医療等委員会に関する事項

ネ  
研究に用いる医薬品等（臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第二条第三項に規定する医薬品等をいう。以下同じ。）の製造販売をし、若しくはしようとする医薬品等製造販売業者（同条第四項に規定する医薬品等製造販売業者をいう。以下同じ。）又はその特殊関係者（同条第二項第一号に規定する特殊関係者をいう。以下同じ。）による研究資金等（同号に規定する研究資金等をいう。以下同じ。）の提供を受けて研究を行う場合においては、同法第三十二条に規定する契約の内容（研究として再生医療等を行う場合に限る。）

ナ  
その他当該細胞を用いる再生医療等の内容に応じ必要な事項

細胞提供者の代諾者に対する説明及び同意について前号の規定を準用する。この場合において、同号中「細胞提供者に對し」とあるのは「細胞提供者の代諾者の同意を得る場合にあっては、当該代諾者に対し」と、「細胞提供者として」とあるのは「細胞提供者が細胞提供者として」と、「細胞提供者となること」とあるのは「代諾者となること」と、「当該細胞の提供をしないこと」とあるのは「同意を行わないこと」と、「細胞提供者の個

八 細胞の提供を受ける際に、代諾者の同意を得た場合には、代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録が作成されていること。

九 細胞提供者又は代諾者が当該細胞を再生医療等に用いることについて同意した場合であつて、当該細胞に培養その他の加工が行われるまでの間にについて、当該細胞提供者又は代諾者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

十 人の受精胚<sup>細胞</sup>の提供を受ける場合にあつては、当該細胞の提供に係る同意があつた後、少なくとも三十日間は人の胚性幹細胞の樹立に供することなく医療機関において当該細胞を保管し、細胞提供者に対し、当該者が同意を撤回することができる機会が確保されていること。

十一 人の受精胚<sup>細胞</sup>の提供を受ける場合にあつては、次に掲げる要件を満たしたものであること。

イ 生殖補助医療に用いる目的で作成された受精胚<sup>細胞</sup>であつて、当面当該目的に用いる予定がないもののうち、当該受精胚<sup>細胞</sup>を滅失させることについて提供者の意思が確認できたものであること。

ロ 冷凍保管がされているものであること。

ハ 凍結保管されている期間を除き、受精後十四日以内のものであること。

二 その他人の胚性幹細胞の樹立の適正な実施のために必要な手続を経たものであること。

十三 細胞の提供を受けた当該細胞について、微生物等による汚染及び微生物等の存在に關する適切な検査を行い、これらが検出されないことを、必要に応じ、確認したものであること。

十四 細胞の提供を受けた当該細胞について、微生物等による汚染及び微生物等の存在に關する適切な検査を行い、これらが検出されないことを、必要に応じ、確認したものであること。

十五 細胞の採取を行う場合にあつては、細胞の採取を優先し、医学的処置、手術及びその他の方針を変更することにより採取された細胞でないこと。

十六 動物の細胞を用いる場合にあつては、細胞の採取に当たり、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 細胞を採取される動物の状態その他の事情を考慮した上で、当該動物の選定がなされたこと。

ロ 細胞の採取の際に、当該動物が細胞を採取されるにつき十分な適格性を有するかどうかの判定をするために、利用の目的に応じて既往歴の確認、診察、検査等を行ったこと。

ハ 動物の細胞の採取の過程における微生物等における汚染を防ぐために必要な措置が講じられていること。

(特定細胞加工物の製造及び品質管理の方法)

第八条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、当該特定細胞加工物の名称、構成細胞及び製造方法等を記載した特定細胞加工物概要書（以下「特定細胞加工物概要書」といいう。）を作成しなければならない。

2 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等に特定細胞加工物を用いる場合においては、特定細胞加工物製造事業者（法第二条第八項に規定する特定細胞加工物製造事業者をいう。以下同じ。）に、法第四十四条に規定する特定細胞加工物製造事業者の業務に関し遵守すべき事項に従つて細胞培養加工施設（法第二条第四項に規定する細胞培養加工施設をいう。以下同じ。）における特定細胞加工物の製造及び品質管理を行わせなければならない。

（研究として再生医療等を行う場合の基本理念）

研究として再生医療等を行う場合の基本理念は、再生医療等を受ける者の生命、健康及び人権を尊重し、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならぬこと。

二 研究の分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。

三 研究により得られる利益及び再生医療等を受ける者への負担その他の不利益を比較考量すること。

三 研究により得られる利益及び再生医療等を受ける者への負担その他の不利益を比較考量すること。

四 独立した公正な立場における審査等業務を行ふ認定再生医療等委員会の審査を受けていること。

五 再生医療等を受ける者への事前の十分な透明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。

六 社会的に特別な配慮を必要とする者についてのこと。

七 研究を利用する個人情報を適正に管理すること。

八 研究の質及び透明性を確保すること。

九 安全性の評価に関する事項

十 原資料等（研究により得られたデータその他）

十一 品質管理及び品質保証に関する事項

十二 倫理的な配慮に関する事項

十三 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

十四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

十五 研究に関する情報の公表に関する事項

十六 研究の実施期間

十七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

十八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

十九 モニタリング

二十 品質管理及び品質保証に関する事項

二十一 倫理的な配慮に関する事項

二十二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二十三 研究の実施期間

二十四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二十五 研究に関する情報の公表に関する事項

二十六 研究の実施期間

二十七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二十八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二十九 モニタリング

三十 品質管理及び品質保証に関する事項

三十一 倫理的な配慮に関する事項

三十二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

三十三 研究の実施期間

三十四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

三十五 研究に関する情報の公表に関する事項

三十六 研究の実施期間

三十七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

三十八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

三十九 モニタリング

四十 品質管理及び品質保証に関する事項

四十一 倫理的な配慮に関する事項

四十二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

四十三 研究の実施期間

四十四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

四十五 研究に関する情報の公表に関する事項

四十六 研究の実施期間

四十七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

四十八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

四十九 モニタリング

五十 品質管理及び品質保証に関する事項

五一 倫理的な配慮に関する事項

五二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

五三 研究の実施期間

五四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

五五 研究に関する情報の公表に関する事項

五六 研究の実施期間

五七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

五八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

五九 モニタリング

六十 品質管理及び品質保証に関する事項

一一 倫理的な配慮に関する事項

一二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

一二三 研究の実施期間

一二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

一二五 研究に関する情報の公表に関する事項

一二六 研究の実施期間

一二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

一二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

一二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一 倫理的な配慮に関する事項

二二 記録（データを含む。）の取扱い及び保存に関する事項

二三 研究の実施期間

二四 研究の実施に係る金銭の支払及び補償に関する事項

二五 研究に関する情報の公表に関する事項

二六 研究の実施期間

二七 再生医療等を受ける者及び細胞提供者並びにこれらの代諾者に対する説明及びその同意（これらに用いる様式を含む。）に関する事項

二八 前各号に掲げるもののほか、研究の適正な実施のために必要な事項

二九 モニタリング

二〇 品質管理及び品質保証に関する事項

二一





2 医療等を受ける者以外の者である場合には、当該細胞の提供に伴い生じた健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、再生医療等（研究として行われる場合に限る。）の提供に当たつては、当該再生医療等の提供に伴い生じた健健康被害の補償のために、保険への加入その他の必要な措置を講じておかなければならぬ。

（細胞提供者等に関する個人情報の取扱い）

**第二十三条 細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報を保有する者は、特定の個人を識別することができないよう保有する個人情報を（以下「保有個人情報」という。）を加工する場合には、必要な場合に特定の個人を識別できる情報を保有しつつ行つた上で、当該個人情報を取り扱わなければならない。**

**第二十四条 削除**

（教育又は研修）

**第二十五条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者又は実施責任者は、再生医療等を適正に行うために定期的に教育又は研修の機会を確保しなければならない。**

（苦情及び問合せへの対応）

**第二十六条 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応するため、苦情及び問合せを受け付けるための窓口の設置、苦情及び問合せの対応の手順の策定その他の必要な体制の整備をしなければならない。**

（認定再生医療等委員会の意見への対応）

**第二十六条の二 再生医療等の提供を行う医療機関の管理者は、認定再生医療等委員会から意見を述べられた場合には、当該意見を尊重して必要な措置を講じなければならない。**

（個人情報の取扱い）

**第二十六条の三 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び研究として行う再生医療等に従事する者は、個人情報を取り扱うに当たつては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じ**

2 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び研究として行う再生医療等に従事する者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 研究として行う再生医療等に従事する者は、個人情報によって識別される特定の個人をいう。(以下同じ。)又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者(以下「本人等」という。)から同意を得た範囲又は次条の規定により通知し、若しくは公表している範囲を超えて、再生医療等の実施に伴い取得した保有個人情報を取り扱ってはならない。

4 研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報の利用(再生医療等を多施設共同研究として行っている場合における他の医療機関の管理者又は外国(個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項に規定する外国をいう。第二十六条の十三において同じ。)にある者への提供を含む。次条において同じ。)の目的的(次条第一号イにおいて「利用目的」という。)の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならぬ。

(個人情報の利用に係る本人等の同意)

**第二十六条の四** 医師又は歯科医師は、個人情報をを利用して研究として再生医療等を行ふ場合には、次に掲げる場合を除き、本人等の同意を得なければならない。

一 既存試料等(研究計画書が作成されるまでの間に存在する試料等又は当該研究計画書が作成された後に当該研究の目的以外の目的で取得された試料等であつて、当該研究に利用するもの(特定細胞加工物に該当するものを除く。)をいう。以下同じ。)の取得時に別の研究における利用についての同意が得られており、当該研究を行うことについて、次に掲げる事項を既存試料等が再生医療等に利用される者又はその親権を行う者、配偶者、後見人その他これらに準ずる者(以下「既存試料等が再生医療等に利用される者等」という。)に通知し、又は公表しており、かつ、その同

意が当該研究の目的と相当の関連性があると  
合理的に認められる場合  
イ 当該研究における既存試料等の利用目的  
及び利用方法 (当該再生医療等を多施設共  
同研究として行う場合において、当該再生  
医療等を行う他の医療機関の管理者へ提供  
される場合はその方法を含む。)  
ロ 当該研究に利用する既存試料等の項目  
ハ 当該研究に利用する既存試料等を利用する  
者の範囲  
二 当該研究に利用する既存試料等の管理に  
ついて責任を有する者の氏名又は名称  
一 当該研究の実施について、次に掲げる事項  
を既存試料等が再生医療等に利用される者等  
に通知し、又は公表している場合であって、  
当該既存試料等が再生医療等に利用される者  
が当該研究に参加することについて、原則と  
して、既存試料等が再生医療等に利用される  
者等が拒否できる機会を保障している場合  
(前号に該当する場合を除く。)  
イ 前号イから三までに掲げる事項  
ロ 既存試料等が再生医療等に利用される者  
等の求めに応じて、既存試料等が再生医療  
等に利用される者が識別される既存試料等  
の利用 (当該再生医療等を多施設共同研究  
として行う場合における当該再生医療等を  
行う他の医療機関の管理者への提供を含  
む。) を停止すること  
ハ ロの既存試料等が再生医療等に利用され  
る者の求めを受け付ける方法

研究を行う場合であつて、外国にある者に保有個人情報を含む試料等を提供するとき（他の法令の規定により当該外国にある者に当該試料等を提供する場合を除く。）は、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一 当該保有個人情報を含む試料等を提供した年月日

二 当該外国にある者の名称及び所在地

三 法第十四条に規定する同意を得ている旨又は前条に規定する手続を行つてある旨

四 当該保有個人情報によつて識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

五 当該外国にある者に提供した保有個人情報の項目

一 外国にある者から個人情報を含む試料等の提供を受けた場合（他の法令の規定により外国にある者から試料等の提供を受ける場合を除く。）には、研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、次に掲げる事項の確認を行い、当該確認に係る事項に関する記録を作成しなければならない。

二 当該個人情報を含む試料等の提供を受けた年月日

三 当該試料等が適切に取得されたことを記載した書類

四 当該外国にある者から提供を受けた個人情報の項目

### 第二節 再生医療等提供計画

（再生医療等提供計画の提出）

**第二十七条** 法第四条第一項の規定による提出は、研究として再生医療等を行う場合にあつては様式第一による再生医療等提供計画、それ以外の場合にあつては様式第一の二による再生医療等提供計画を提出して行うものとする。

前項の提出を行つたときは、速やかにその旨を当該再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会に通知しなければならない。

第一項の規定による提出及び前項の規定による通知は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合にあつては、代表管理者が行うものとする。

4 法第四条第一項の厚生労働省令で定める再生医療等の区分は、再生医療等技術の区分とす

5 法第四条第一項第六号の厚生労働省令で定める場合は、研究として行われる場合とする。

6 法第四条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 審査等業務を行う認定再生医療等委員会の認定番号及び再生医療等提供計画の審査に関する事項

二 個人情報の取扱いの方法

三 教育又は研修の方法

四 苦情及び問合せへの対応に関する体制の整備状況

五 前各号に掲げるもののほか、再生医療等を提供するに当たって留意すべき事項

6 法第四条第三項第二号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 提供する再生医療等の詳細を記した書類（研究として再生医療等を行なう場合は、研究計画書）

二 実施責任者及び再生医療等を行なう医師又は歯科医師の氏名、所属、役職及び略歴（研究に関する実績がある場合には、当該実績を含む。）を記載した書類

三 再生医療等提供計画に記載された再生医療等と同種又は類似の再生医療等に関する国内外の実施状況を記載した書類

4 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、再生医療等提供計画に記載された再生医療等に用いる細胞に関連する研究を記載した書類

5 特定細胞加工物を用いる場合にあつては、特定細胞加工物概要書、第九十六条に規定する特定細胞加工物標準書、第九十七条第一項に規定する衛生管理基準書、同条第二項に規定する製造管理基準書及び同条第三項に規定する品質管理基準書

6 再生医療等製品を用いる場合にあつては、当該再生医療等製品の注意事項等情報（医薬品医療機器等法第六十八条の二第二項に規定する注意事項等情報をいう。）

7 特定細胞加工物の製造を委託する場合にあつては、委託契約書の写しその他これに準ずるもの

八 削除

九 第八条の五第一項の規定により作成した手順書及び第八条の六第一項の規定により手順

書を作成した場合にあつては、当該手順書（研究として再生医療等を行う場合に限る。）と利益相反管理基準及び利益相反管理計画書（研究として再生医療等を行う場合に限る。）を併せて用意する。（以下同じ。）を作成した場合にあつては、当該統計解析計画書（研究として再生医療等を行う場合に限る。）と統計解析計画書（統計的な解析を行うための計画書をいう。以下同じ。）を作成した場合にあつては、当該統計解析計画書（研究として再生医療等を行う場合に限る。）

（再生医療等の提供の中止の届出）

**第三十一条** 法第六条の規定による届出は、様式第四による届書を提出して行うものとする。

2 法第六条の規定による通知及び前項の規定による届出は、多施設共同研究として再生医療等を行っている場合にあつては、代表管理者が行うものとする。

（再生医療等の提供の終了）

**第三十二条** 提供機関管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等（研究として行われる場合を除く。）の提供を終了したときは、遅滞なく、その旨を、再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会に通知するとともに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

（厚生労働大臣による情報の公表）

**第三十三条** 厚生労働大臣は、再生医療等提供機関が提供する再生医療等に係る次の各号に掲げる事項（法第五条第三項の規定による届出があつた場合には、当該各号に掲げる事項であつて当該届出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 再生医療等提供機関の名称及び住所並びに管理者の氏名

二 提供する再生医療等（研究として行われる場合にあつては、その旨を含む。）及び再生医療等の区分

三 再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会の名称

四 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書の様式

五 法第二十二条又は第二十三条の規定による命令（提供機関管理者が法第四条第一項の規定による提出を行うことなく他の再生医療等を提供した場合に行うものを含む。）をした場合にあつては、その内容

**第三節 再生医療等の適正な提供に関する措置**

（再生医療等を行う場合に説明及び同意が不要な場合）

**第三十二条** 法第十四条第一項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

イ　单独で説明を受け、同意を与えることが困難な者に対し、再生医療等を行う場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合

(1)　当該再生医療等を行つことに合理的理由があることについて、認定再生医療等委員会の審査を受けた場合であつて、次の(1)から(5)までのいずれも満たす場合

(1)　当該再生医療等を受けることによる者に緊急かつ明白な生命の危険が生じていること。

(2)　その他の治療方法では十分な効果が期待できないこと。

(3)　当該再生医療等を受けることにより生命の危険が回避できる可能性が十分にあると認められること。

(4)　当該再生医療等を受けることとなる者に対する予測される不利益が必要な最小限度のものであること。

(5)　代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと。

ロ　イの場合以外の場合であつて、当該再生医療等を行うことに合理的な理由があることについて、認定再生医療等委員会の審査を受けており、当該再生医療等を受けることとなる者の代諾者の同意を得ている場合十六歳未満の者に対する再生医療等を行う場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合(前号に掲げる場合を除く)。

イ　当該再生医療等を受けることとなる者が再生医療等を受けることについての説明を十分理解できる能力を有し、かつ、当該者の理解を得ており、当該再生医療等を受けることなる者の代諾者の同意を得ている場合

(再生医療等を受ける者以外の者から細胞の採取を行う場合に説明及び同意が不要な場合)  
**第三十三条** 法第十四条第二項の厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。  
 一 単独で説明を受け、同意を与えることが困難な者から再生医療等に用いる細胞の採取を行いう場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合  
 イ 当該採取を行うことに合理的な理由があることについて、認定再生医療等委員会の審査を受けた場合であつて、次の(1)及び(2)を満たす場合

(1) 当該細胞を採取されることによる者が、あらかじめ、再生医療等に用いられるために自らの細胞を提供する意思を表示していること。

(2) 代諾者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと。

ロ イの場合以外の場合であつて、当該採取の代諾者の同意を得ている場合

二 十六歳未満の者から再生医療等に用いる細胞の採取を行う場合であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合(前号に掲げる場合を除く)。

イ 当該細胞を採取されることとなる者が十分理解できる能力を有しており、当該者の理解を得ている場合であつて、前号イの(1)及び(2)を満たす場合

ロ イの場合以外の場合であつて、当該細胞を採取されることとなる者が当該細胞の採取を行うことについての説明を十分理解できる能力を有しており、当該者の代諾者の同意を得ている場合

(再生医療等に関する記録及び保存)  
**第三十四条** 法第十六条第一項の記録は、再生医療等を受けた者ごとに作成しなければならない。

2 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 再生医療等を行う場合 次に掲げる事項

イ 再生医療等を受けた者の住所、氏名、性別及び生年月日  
 ロ 病名及び主要症状  
 ハ 使用した特定細胞加工物又は再生医療等製品の種類、投与方法その他の再生医療等の内容及び評価  
 ニ 再生医療等に用いる細胞に関する情報  
 ハ 特定細胞加工物の製造を委託した場合は委託先及び委託業務の内容  
 ニ 再生医療等を行った年月日  
 ハ 再生医療等を行つた医師又は歯科医師の氏名  
 チ イからトまでに掲げるもののほか、再生医療等を行うために必要な事項  
 ニ 研究として再生医療等を行う場合 次に掲げる事項  
 ハ 再生医療等を受ける者を特定する事項  
 ニ 再生医療等を受ける者に対する診療及び検査に関する事項  
 ハ 研究への参加に関する事項  
 ニ イからハまでに掲げるもののほか、研究として再生医療等を行つるために必要な事項  
 ハ 再生医療等を受ける者に対する診療及び検査に関する事項

3

二 研究として再生医療等を行う提供機関管理者は、再生医療等を行つた年月日を記録し、修正した記録とともに保存しなければならない。  
 (認定再生医療等委員会への疾病等の報告)  
**第三十五条** 提供機関管理者は、再生医療等提供計画に記載された再生医療等の提供について、再生医療等委員会に報告しなければならない。

一 指定再生医療等製品(医薬品医療機器等法第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品であつて、同法第二十三条の二十五又は第二十三条の三十七の承認の内容に従わざる用いるものに限る。以下同じ。)又は指定再生医療等製品の原料と類似の原料から成る特定細胞加工物を用いる場合 三十年間

二 前号に掲げる指定再生医療等製品又は特定細胞加工物以外の細胞加工物を用いる場合 十年間

3

研究として再生医療等を行う提供機関管理者は、法第十六条第一項に規定する記録であつて、第二項第二号に掲げる事項に関するものを、次に掲げる書類及び記録とともに、研究が終了した日から五年間保存しなければならない。

4

2 法第十六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該再生医療等の提供によるものと疑われる感染症による疾患等の発生(前二号に掲げるものを除く)。再生医療等提供計画を厚生労働大臣に提出した日から起算して、一年ごとに、当該期間満了後九十日以内に行わなければならぬ。

3 第一項の報告は、再生医療等提供計画を受けた場合には、当該再生医療等の継続の適否について、意見述べなければならない。

4 認定再生医療等委員会は、第一項の報告を受けた場合には、当該再生医療等の継続の適否について、意見述べなければならない。

5 前四項の規定は、再生医療等を多施設共同研究として行う場合について準用する。この場合



務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第一号の厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、各号に掲げる者は当該各号以外に掲げる者を兼ねることができない。

一 再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者を含む二名以上の医学又は医療の専門家（ただし、所属機関が同一でない者が含まれ、かつ、少なくとも一名は医師又は歯科医師であること。）

二 医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者

三 前二号に掲げる者以外の一般的立場の者（第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の構成基準）

四 第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行う再生医療等委員会の法第二十六条第四項第二号の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 男性及び女性がそれぞれ二名以上含まれること。

二 再生医療等委員会を設置する者と利害関係を有しない者が二名以上含まれていること。

三 同一の医療機関（当該医療機関と密接な關係を有するものを含む。）に所属している者が半数未満であること。

（第三種再生医療等提供計画のみに係る審査等業務を行う再生医療等委員会の委員の構成基準）

四十七条 第三種再生医療等提供計画のみによる審査等業務を行う再生医療等委員会の構成基準

四十八条 法第二十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、再生医療等委員会が、審査等業務に関して徴収する手数料の額を、委

員への報酬の支払等、当該再生医療等委員会の健全な運営に必要な経費を賄うために必要な範囲内とし、かつ、公平なものとなるよう定めていることとする。

二 審査等業務の適切な実施のために必要な基準（審査等業務の適切な実施のための要件）

三 働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 再生医療等委員会に、委員長を置くこと。

二 審査等業務が適正かつ公正に行えるよう、その活動の自由及び独立が保障されていること。

三 審査等業務に関する規程が定められていること。

四 審査等業務の透明性を確保するため、審査等業務に関する規程、委員名簿その他再生医療等委員会の認定に関する事項及び審査等業務の過程に関する記録に関する事項について、厚生労働省が整備するデータベースに記録することにより公表すること。ただし、第八条第一項に規定する申請書又は第五十三条若しくは第五十五条第一項に規定する届書に記載された事項及び当該申請書又は当該届書に添付された書類に記載された事項については、当該事項を公表したものとみなす。

五 審査等業務を継続的に実施できる体制を有すること。

六 苦情及び問合せを受け付けるための窓口を設置していること。

（再生医療等委員会の認定証の交付）

五十九条 厚生労働大臣は、法第二十六条第四項の規定による認定をしたときは、認定を申請した者に対し、様式第六による認定証を交付しなければならない。法第二十八条第二項の規定による更新をしたときも、同様とする。

（認定再生医療等委員会の変更の認定の申請）

六十一条 法第二十七条第一項の規定による認定の申請は、変更後の第四十三条第一項に規定する申請書及び様式第七による申請書を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

一 男性及び女性がそれぞれ一名以上含まれること。

二 同一の医療機関（当該医療機関と密接な關係を有するものを含む。）に所属している者が半数未満であること。

（手数料の算定の基準）

四十八条 法第二十六条第四項の厚生労働省令で定める基準は、再生医療等委員会が、審査等業務に関して徴収する手数料の額を、委

二 当該認定再生医療等委員会の委員の職業の変更であつて、委員の構成要件（第四十四条及び第四十五条に規定する要件をいう。次号において同じ。）を満たさなくなるもの以外のもの

三 当該認定再生医療等委員会の委員の減員に関する変更であつて、委員の構成要件を満たさなくなるもの以外のもの

四 審査等業務を行う体制に関する事項の変更（審査等業務の適切な実施に支障を及ぼすおそれのないもの）

五 審査等業務の透明性を確保するため、審査等業務に関する規程、委員名簿その他再生医療等委員会の認定に関する事項及び審査等業務の過程に関する記録（法第二十七条第二項の軽微な変更の届出）

六 審査等業務を継続的に実施できる体制を有すること。

七 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

一 当該認定再生医療等委員会の委員の略歴の追加に関する変更

二 その他の法令の制定又は改廃に伴い当たった款その他のこれに準ずるもの変更であつて、次に掲げるものの

イ 法その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

ロ 第一号及び以降の用語の整理、條、項又は号の繰上げ又は繰下げ

三 その他の形式的な変更

（法第二十七条第四項の変更の届出）

五十五 条 法第二十七条第四項の規定による届出は、様式第九による届書を提出して行うものとする。

一 法第二十六条第三項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合には、前項の届書に、変更後の法第二十六条第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

二 法第二十六条第三項各号に掲げる書類に記載した事項に変更があった場合には、前項の届書に、変更後の法第二十六条第三項各号に掲げる書類を添えなければならない。

（認定再生医療等委員会の認定証の返納）

五十六 条 認定委員会設置者は、認定証の記載書類を添えなければならぬ。

（認定再生医療等委員会の認定証の再交付）

五十七 条 認定委員会設置者は、認定証を厚生労働大臣に提出して行うものとする。

一 認定委員会設置者は、認定証の再交付を受けた後、失った認定証を発見したときは、遅滞なく、厚生労働大臣にこれを返納しなければならない。

二 認定委員会設置者は、認定証の更新の申請（認定再生医療等委員会の廃止）

三 前項の申請書には、申請に係る認定証の写しを添えなければならない。

四 認定委員会設置者が前項の届出を行おうとするときは、あらかじめ、当該認定再生医療等委員会に再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を通知しなければならない。

（認定再生医療等委員会の廃止後の手続）

五 認定委員会設置者は、その設置する認定再生医療等委員会を廃止して行うものは、様式第十三による届書を提出して行うものとする。

六 認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等委員会を廃止したときは、速やかに、その旨を当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していった医療機関に通知しなければならない。

七 前項の場合において、認定委員会設置者は、当該認定再生医療等委員会に再生医療等提供計画を提出していった医療機関に対し、当該医療機関における再生医療等の提供又はその継続に影響を及ぼさないよう、他の認定再生医療等委員会を紹介することその他の適切な措置を講じなければならない。

（認定再生医療等委員会の認定証の返納）

六十一 条 認定委員会設置者は、法第三十三条第一項の規定により認定再生医療等委員会の認定の取消を受けたとき、又は当該認定再生医療等委員会を廃止したときは、遲滞なく、厚生労働大臣に認定証を返納しなければならない。

（第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計画に係る審査等業務）

六十三 条 認定再生医療等委員会が、第一種再生医療等提供計画又は第二種再生医療等提供計

画に係る審査等業務を行ふ際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。	一 五名以上の委員が出席していること。
二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席して席していること。	二 男性及び女性の委員がそれぞれ一名以上出席して席していること。
三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。	三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。
四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。	四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。
五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。	五 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

（第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務）	第六十四条 認定再生医療等委員会が、第三種再生医療等提供計画に係る審査等業務を行ふ際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。
一 五名以上の委員が出席していること。	一 五名以上の委員がそれぞれ一名以上出席していること。
二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。	二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。
三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。ただしイに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、口を兼ねることができる。	三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。ただしイに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、口を兼ねることができる。
イ 第四十五条第一号に掲げる者のうち再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者	イ 第四十五条第一号に掲げる者のうち医師又は歯科医師
ロ 第四十五条第三号に掲げる者	ハ 第四十五条第二号に掲げる者
四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。	四 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

（認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務（法第五条第一項第一号に規定する業務）	第五条 認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務を行ふ際には、次に掲げる要件を満たさなければならない。
一 五名以上の委員が出席していること。	一 五名以上の委員がそれぞれ一名以上出席していること。
二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。	二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席していること。
三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。ただしイに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、口を兼ねることができる。	三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。ただしイに掲げる者が医師又は歯科医師である場合にあっては、口を兼ねることができる。
イ 第四十五条第一号に掲げる者のうち再生医療等について十分な科学的知見及び医療上の識見を有する者	イ 第四十五条第一号に掲げる者のうち医師又は歯科医師
ロ 第四十五条第三号に掲げる者	ハ 第四十五条第二号に掲げる者
四 出席した委員の中に、審査等業務の対象となる再生医療等提供計画を提出した医療機関（当該医療機関と密接な関係を有するものを含む。）と利害関係を有しない委員が過半数含まれていること。	四 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

（認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務（法第五条第一項第一号に規定する業務）	第六十条 認定委員会設置者は、法第二十六条第一項各号に掲げる業務に当たつては、技
一 五名以上の委員が出席していること。	術専門員（審査等業務の対象となる疾患領域の専門家及び生物統計の専門家その他の再生医療等の特色に応じた専門家をいう。以下同じ。）からの評価書を確認しなければならない。
二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席して席していること。	二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席して席していること。
三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。	三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。
四 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。	四 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。

（認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務（法第五条第一項第一号に規定する業務）	第五十一条 認定委員会設置者は、法第二十六条第一項各号に掲げる業務に当たつては、
一 五名以上の委員が出席していること。	一 五名以上の委員がそれぞれ一名以上出席していること。
二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席して席していること。	二 男性及び女性の委員がそれぞれ二名以上出席して席していること。
三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。	三 一次に掲げる者がそれぞれ一名以上出席していること。
四 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。	四 認定委員会設置者と利害関係を有しない委員が二名以上含まれていること。



二 条 第四項  (特定細胞加工物の製造の届出)	法第三十九条第二項における届出を以て準用する法第三十八条
第八十五条 法第四十条第一項の規定による届出は、様式第二十七による届書を提出して行うものとする。	八 届出事業者の連絡先
二 法第四十条第一項の厚生労働省令で定める区分は、医薬品医療機器等法施行規則第百三十七条の八第一号に規定する区分とする。	七 製造をしようとする特定細胞加工物の種類
三 法第四十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	八 届出事業者の変更の届出
四 一 届出をする者の区分 二 細胞培養加工施設の名称及び所在地 三 届出をする者が法人である場合は、その業務を行う役員の氏名 四 一 届出をする者が法人である場合には、その業務を行なう役員を含む。の届出をする事項 五 届出をする者の連絡先	九 (廃止の届出) 八十八條 法第四十一条の規定による届出は、様式第二十九による届書を提出して行うものとする。
五 届出をする者が法人であるときは、登記事項証明書	八十八條 法第四十二条の細胞培養加工施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。
六 制造をしようと特定細胞加工物の一覧表	一 当該細胞培養加工施設において特定細胞加工物を製造するのに必要な設備及び器具を備えていること。 二 特定細胞加工物等及び資材の混同並びに汚染を防ぐこと。 三 手洗設備及び更衣を行う場所、その他必要な衛生設備を有すること。
七 届出をする者が医薬品医療機器等法第二十条の二十二第一項の許可(医薬品医療機器等法施行規則第百三十七条の八第一号に規定する区分に該当するものに限る。)を受けている場合には、当該許可証の写し	四 原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行う区域は、特定細胞加工物の製造を行う他の区域から区分されていること。
八 届出をする者が移植用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律(平成二十四年法律第九十号)第三十条の臍帶血供給事業の許可を受けている場合にあっては、当該許可証の写し	五 原料の受入れ、特定細胞加工物の保管等を行う区域は、これらを行なうために必要な構造及び保守が容易なものであること。
九 届出をする者が法人である場合は、その業務を行なう役員の氏名	六 作業所は、次に掲げる要件に適合するものであること。 イ 照明及び換気が適切であり、かつ、清潔であること。 ロ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
十 届出事業者の届出を要する変更の範囲	ハ 作業を行なうのに支障のない面積を有すること。
十一 法第四十条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	ニ 防じん、防虫及び防そのための構造又は設備を有すること。
十二 法第四十条第一項の規定による届出をした者は、名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	ホ 废水及び廃棄物の処理に要する設備又は器具を備えていること。
十三 届出事業者の区分	ヘ 特定細胞加工物等により有毒ガスを取り扱う場合には、その処理に要する設備を有すること。
十四 施設管理者の氏名	ト 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。
十五 届出事業者の名称及び所在地	ハ 接種室を有していること。この場合、接種室は動物の剖検室と分離されていること。

六 届出事業者(届出事業者が法人である場合は、その業務を行なう役員を含む。)の停止事由に関する事項	イ 屋外に直接面する出入口(非常口を除く。)がないこと。ただし、屋外からの汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している場合においては、この限りでない。
七 製造をしようとする特定細胞加工物の種類	ロ 出入口及び窓は、閉鎖することができるものであること。
八 届出事業者の変更の届出	ハ 室内の排水設備は、作業室の汚染を防止するために必要な構造であること。
九 (廃止の届出) 八十八條 法第四十一条の規定による届出は、様式第二十九による届書を提出して行うものとする。	ニ 室内のパイプ、ダクト等の設備は、表面にごみがたまらないような構造であることを。ただし、清掃が容易である場合においてはこの限りでない。
十 届出事業者の連絡先	ホ 室内の排水設備は、作業室の天井は、ごみの落ちるおそれのないような構造であること。
十一 作業所のうち、動物又は微生物を用いる試験を行う区域及び特定細胞加工物の製造に必要な動物組織又は微生物を取り扱う区域は、当該特定細胞加工物の製造を行なう他の区域から明確に区別されており、かつ、空気処理システムが別系統にされていること。	ド 出入口及び窓は、閉鎖することができるものであること。
十二 作業所のうち、無菌操作を行なう区域は、フィルターにより処理された清浄な空気を供給し、かつ、適切な差圧管理を行うために必要な構造及び設備を有すること。ただし、無菌操作が閉鎖式操作で行われる無菌性が確保できる場合は、この限りではない。	二 排水口を設置していないこと。
十三 作業所のうち、病原性を持つ微生物等を取り扱う区域は、適切な陰圧管理を行うための設備を有すること。	ホ 流しを設置していないこと。
十四 無菌操作等区域で使用した器具の洗浄、消毒及び滅菌のための設備並びに廃液等の処理のための設備を有すること。	ハ 排水設備は、有害な廃水による汚染を防止するため適切な構造のものであること。
十五 空気処理システムは、微生物等による特定細胞加工物等の汚染を防止するために適切な構造のものであること。	ト 作業所のうち、清浄度管理区域は、次に掲げる要件に適合するものであること。
十六 配管、バルブ及びベント・フィルターは、使用の目的に応じ容易に清掃又は滅菌ができる構造のものであること。	イ 天井、壁及び床の表面は、なめらかでひび割れがなく、かつ、じんあいを発生しないものであること。また、清掃が容易で、消毒液等による噴霧洗浄に耐えるものであること。
十七 製造又は試験検査に使用する動物(ドナーペット)を含む。以下「使用動物」という。を管理する施設は、次に定めるところに適合するものであること。	ロ 設備及び器具は、滅菌又は消毒が可能なものであること。
十八 使用動物を検査するための区域は、他の区域から隔離されていること。	ハ 排水口を設置していないこと。ただし、排水設備は、有害な廃水による汚染を防止するため適切な構造のものであること。
十九 飼育室のうち、無菌操作等区域は、次に定めるところに適合するものであること。	ニ 排水設備は、有害な廃水による汚染を防ぐこと。
二十 作業所のうち、無菌操作等区域は、次に定めるところに適合するものであること。	ハ 排水設備は、有害な廃水による汚染を防止するため適切な構造のものであること。
二十一 使用動物の飼育室は、他の区域と空気處理システムが別系統にされていること。たゞし、野外での飼育が適当と認められる動物については、この限りでない。	二 使用動物の飼育室は、他の区域と空気處理システムが別系統にされていること。たゞし、野外での飼育が適当と認められる動物については、この限りでない。
二十二 使用動物に使用する動物の飼育室と試験検査室は、接種室を有していること。この場合、接種室は動物の剖検室と分離されていること。	ホ 使用動物に抗原等を接種する場合には、接種室を有していること。

二十二 第八十六条 法第四十条第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	ハ 接種室を有していること。この場合、接種室は動物の剖検室と分離されていること。
二十三 法第四十条第一項の規定による届出をした者は、名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	ニ 使用動物の飼育室は、他の区域と空気處理システムが別系統にされていること。たゞし、野外での飼育が適当と認められる動物については、この限りでない。
二十四 届出事業者の区分	ホ 使用動物に使用する動物の飼育室と試験検査室は、接種室を有していること。この場合、接種室は動物の剖検室と分離されていること。
二十五 施設管理者の氏名	ト 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。
二十六 届出事業者が法人である場合は、その業務を行なう役員の氏名	イ 作業所のうち、清浄度管理区域は、次に掲げる要件に適合するものであること。

二十七 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。	ハ 排水設備は、有害な廃水による汚染を防止するため適切な構造のものであること。
二十八 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。	ニ 排水設備は、有害な廃水による汚染を防ぐこと。
二十九 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。	ハ 排水設備は、有害な廃水による汚染を防ぐこと。
三十 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。	ニ 排水設備は、有害な廃水による汚染を防ぐこと。
三十一 作業所のうち、作業室は、次に掲げる要件に適合するものであること。	ト 作業所のうち、清浄度管理区域は、次に掲げる要件に適合するものであること。

十八 特定細胞加工物等及び資材を区分して、衛生かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
十九 貯蔵設備は、恒温装置、温度計その他必要な計器を備えたものであること。
二十 次に掲げる試験検査の設備及び器具を備えていること。ただし、当該特定細胞加工物製造事業者の他の試験検査設備又は他の試験検査機関を利用して自己の責任において当該試験検査を行う場合であつて、支障がないと認められるときは、この限りでない。
イ 密封状態検査を行う必要がある場合には、密封状態検査の設備及び器具
ロ 異物検査の設備及び器具
ハ 特定細胞加工物等及び資材の理化学試験の設備及び器具

（施設管理者の基準）
------------

第十九条 法第四十三条の厚生労働省令で定める基準は、特定細胞加工物に係る生物学的知識を有する者であることとする。
--

第二十条 法第四十四条の厚生労働省令で定める特定細胞加工物製造事業者の遵守事項は、次条から第百十一条までに定めるところによる。
---

（品質リスクマネジメント）
---------------

第二十一条 特定細胞加工物製造事業者は、製造置かなければならぬ。
----------------------------------

（品質リスクマネジメント）
---------------

第二十二条 特定細胞加工物製造事業者は、細胞管理及び品質管理を行つ際に、品質リスクマネジメント（特定細胞加工物の品質に対するリスクについて適切な手続に従い評価、管理等を行う）の活用を考慮するものとする。
---

（製造部門及び品質部門）
--------------

第二十三条 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、施設管理者の監督の下に、製造管理に係る部門（以下「製造部門」という）及び品質管理に係る部門（以下「品質部門」という。）を置かなければならぬ。
--

二 品質部門は、製造部門から独立していなければならない。（施設管理者）
-------------------------------------

第三十四条 施設管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。（施設管理者）
---

（手順書等）
--------

第九十七条 特定細胞加工物製造事業者は、細胞培養加工施設ごとに、構造設備の衛生管理、職
---

（手順書等）
--------

第九十八条 特定細胞加工物製造事業者は、製造部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
---

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（製造管理）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

第九十九条 特定細胞加工物製造事業者は、製造
------------------------

部門に、手順書等に基づき、次に掲げる製造管
-----------------------

理に係る業務を適切に行わせなければならない。
------------------------

（手順書等）
--------

十三 製造用水については、その用途に応じ、所要の微生物学的項目及び物理化学的項目に係る管理値を適切に定め、管理すること。

十四 製造工程において、特定細胞加工物等に含まれる微生物等を不活化し、又は除去する場合においては、当該不活化又は除去が行われない特定細胞加工物等による汚染を防止するために必要な措置を探ること。

十五 製造工程において、培養槽中に連続的に培地を供給し、かつ、連続的に培養液を排出させる培養方式を用いる場合においては、培養期間中の当該培養槽における培養条件を維持するためには必要な措置を探ること。

十六 微生物等により汚染された全ての物品（製造の過程において汚染されたものに限る。）等を、保健衛生上の支障が生ずるおそれないように処置すること。

十七 製造に使用する細胞の株の取扱いについて、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号

ロ 譲受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）

ハ 生物学的性状及びその検査年月日

十八 繙代培養の状況

十九 特定細胞加工物の製造に使用する生物（植物を除く。）に由来する原料（以下「特定細胞加工物由来原料」という。）については、当該特定細胞加工物由来原料が当該特定細胞加工物の特定細胞加工物標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

二十 異なる細胞提供者又はドナー動物から採取した細胞を取り扱う場合においては、当該細胞の混同及び交ざ汚染を防止するために必要な措置を探ること。

二十一 再生医療等に用いる細胞について、受入れ時に、次に掲げる事項に関する記録により、当該特定細胞加工物の特定細胞加工物標準書に照らして適切なものであることを確認するとともに、その結果に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 当該細胞の提供又は動物の細胞の採取が行われた施設

ロ 当該細胞の提供又は動物の細胞の採取が行われた年月日

ハ 当該細胞が人に係るものである場合においては、ドナースクリーニング（細胞提供者について、問診、検査等による診断を行ない、再生医療等に用いる細胞を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをいう。）のための細胞提供者の問診、検査等による診断の状況

二 当該細胞が動物に係るものである場合においては、ドナー動物の受け入れの状況並びにドナースクリーニング（ドナー動物について、試験検査及び飼育管理を行い、再生医療等に用いる細胞を提供するにつき十分な適格性を有するかどうかを判定することをいう。）のためのドナー動物の試験検査及び飼育管理の状況

ト ハ 当該細胞の輸送の経過

イ からへまでに掲げるもののほか、特定細胞加工物の品質の確保に関し必要な事項

二十二 ドナー動物から細胞を採取する場合においては、採取の過程における微生物等による汚染を防止するために必要な措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

二十三 特定細胞加工物について、特定細胞加工物ごとに、当該特定細胞加工物の提供先の施設名、提供日及びロットを把握するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二十四 輸送について、特定細胞加工物の品質の確保のために必要な措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

二十五 第二十一号から前号までの記録を、ロット（第二十三号の記録にあっては、特定細胞加工物）ごとに作成し、これを保管すること。

二十六 次に定めるところにより、職員の衛生管理を行うこと。

イ 製造作業に従事する職員以外の者の作業

ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に係る作業に従事する職員による汚染の防止のための厳重な手順を定め、これを遵守する場合を除き、特定細胞加工物の作業室又は作業管理区域に立入りさせないこと。

二 製造作業に従事する職員を、使用動物（その製造工程において現に使用されているものを除く。）の管理に係る作業に従事させないこと。

二十七 次に定めるところにより、清浄度管理区域又は無菌操作等区域で作業する職員の衛生管理を行うこと。

イ 製造作業に従事する職員に、消毒された作業衣、作業用のはき物、作業帽、作業マスク及び作業手袋を着用させること。

ロ 製造作業に従事する職員が清浄度管理区域又は無菌操作等区域へ立ち入る際は、当該区域の管理の程度に応じて、更衣等を適切に行わせること。

ハ 職員が特定細胞加工物等を微生物等により汚染するおそれのある疾病にかかるいないことを確認するために、職員に対し、定期的に健康診断を行うこと。

二 職員が特定細胞加工物等を微生物等により汚染するおそれのある健康状態にある場合（皮膚若しくは毛髪の感染症若しくは風邪にかかるつている場合、負傷している場合又は下痢若しくは原因不明の発熱等の症状を呈している場合を含む。）においては、当該職員を清浄度管理区域又は無菌操作等区域における作業に従事させないこと。

ホ 職員が細胞の採取又は加工の直前に細胞を汚染するおそれのある微生物等を取り扱っている場合においては、当該職員を清浄度管理区域又は無菌操作等区域における作業に従事させないこと。

ヘ 前号及びホまでの記録を作成し、これを保管すること。

二十八 その他製造管理のために必要な業務

イ 前項に規定する特定細胞加工物に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物生物由来原料を使用して製造された特定細胞加工物に係る記録までの一連のものを適切に確認できること。

二十九 其他の立入りができる限り制限すること。

イ 現に作業が行われている清潔度管理区域又は無菌操作等区域への職員の立入りをできる限り制限すること。

ハ 人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等（その製造工程において現に原料等として使用されているものを除く。）に、手順書等に基づき、次に掲げる特定細胞加工物の品質管理に係る業務を計画的かつ適切に行わせなければならない。

一 特定細胞加工物等についてはロットごとに、資材については管理単位ごとに試験検査を行ふのに必要な検体を採取するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

二 採取した検体について、ロットごとに管理単位ごとに試験検査（当該特定細胞加工物検査機関を利用して自己の責任において行う試験検査であつて、当該利用につき支障がないと認められるものを含む。以下同じ。）を行ふとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

三 試験検査に関する設備及び器具を定期的に点検整備するとともに、その記録を作成し、これを保管すること。また、試験検査に関する計器の校正を適切に行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。

四 第二号の試験検査の結果の判定を行い、その結果を製造部門に対して文書により報告すること。

五 検体の混同及び交ざ汚染を防止するために、検体を適切な識別表示により区分すること。

六 品質管理上重要であり、かつ、特定細胞加工物では実施することができない試験検査については、製造工程の適切な段階で実施すること。

七 微生物等により汚染された全ての物品（試験検査の過程において汚染されたものに限る。）等を、保健衛生上の支障が生ずるおそれのないように処置すること。

八 試験検査に細胞の株を使用する場合においては、次に掲げる事項に関する記録を作成し、これを保管すること。

イ 細胞の株の名称及び容器ごとに付された番号

ロ 譲受けの年月日並びに相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び所在地）

ハ 生物学的性状及びその検査年月日

ニ 繙代培養の状況

二十九 その他の立入りができる限り制限すること。

イ 前項に規定する特定細胞加工物に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物生物由来原料を使用して製造された特定細胞加工物に係る記録までの一連のものを適切に確認できること。

三十 其他の立入りができる限り制限すること。

イ 現に作業が行われている清潔度管理区域又は無菌操作等区域への職員の立入りをできる限り制限すること。

九 試験検査結果の記録を、製造する特定細胞加工物のロットごとに作成し、これを保管すること。

十 ドナー動物の受入れ時及び受入れ後の試験検査を行うことその他必要な業務を自ら行い、又は当該業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせること。

十一 前号に規定する業務の記録を作成し、これを保管すること。

十二 その他の品質管理のために必要な業務

1 前項に規定する特定細胞加工物に係る記録は、製造に使用した特定細胞加工物生物由来原料に関する記録から当該特定細胞加工物生物由來原料を使用して製造された特定細胞加工物に関する記録までの一連のものを適切に確認できるよう保管されなければならない。

(特定細胞加工物の取扱い)

3 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前条第一項第八号の規定により製造部門から報告された製造管理に係る確認の結果をロットごとに確認させなければならない。

第二百一条 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、製造管理及び品質管理の結果を適切に評価し、その結果を踏まえ、製造した特定細胞加工物の取扱いについて決定する業務を行わせなければならない。

2 前項の業務を行う者は、当該業務を適正かつ円滑に実施し得る能力を有する者でなければならぬ。

3 特定細胞加工物製造事業者は、第一項の業務を行う者が当該業務を行う際に支障が生ずることがないようにしなければならない。

(検証又は確認)

第二百二条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

第一次に掲げる場合において細胞培養加工施設の構造設備並びに手順、工程その他の製造管理及び品質管理の方法(以下「製造手順等」という)が期待される結果を与えることを検証し、これを文書とすること又は製造手順等が期待される結果を与えたことを確認し、これを文書とすること。

イ 当該細胞培養加工施設において新たに特定細胞加工物の製造を開始する場合

ロ 製造手順等に特定細胞加工物の品質に大きな影響を及ぼす変更がある場合

ハ その他特定細胞加工物の製造管理及び品質管理を適切に行うために必要と認められる場合

二 前号の検証又は確認の計画及び結果を品質部門に対しても文書により報告すること。

二 特定細胞加工物製造事業者は、前項第一号の検証又は確認の結果に基づき、製造管理又は品質管理に改善が必要な場合には、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管しなければならない。

(特定細胞加工物の品質の照査)

第三百三条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 製造工程の一貫性及び特定細胞加工物等の規格の妥当性について検証することを目的として、定期的に又は随時、特定細胞加工物の品質の照査を行うこと。

二 前号の照査の結果を品質部門に對して文書により報告し、確認を受けること。

三 特定細胞加工物製造事業者は、品質部門に、手順書等に基づき、前項第二号の確認の記録を作成させ、保管させるとともに、施設管理者に作成して文書により適切に報告させなければならない。

第二百四条 特定細胞加工物製造事業者は、第一項第一号の照査の結果に基づき、製造管理若しくは品質管理に関し改善が必要な場合又は前条第一項第一号の検証若しくは確認を行うことが必要な場合においては、必要に応じ、再生医療等提供機関の医師又は歯科医師の指示を受けるものとする。

一 逸脱の内容を記録すること。

二 重大な逸脱が生じた場合は、次に掲げる業務を行うこと。

イ 逸脱による特定細胞加工物の品質への影響を評価し、所要の措置を探すこと。

ロ イに規定する評価の結果及び措置について記録を作成し、保管するとともに、品質部門に對して文書により報告すること。

ハ ロの規定により報告された評価の結果及び措置について、品質部門の確認を受けること。

三 特定細胞加工物製造事業者は、前項の報告を受けた施設管理者に、当該報告の内容について、当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関に對して報告させなければならない。

(重大事態報告等)

第二百七条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物の安全性の確保に重大な影響を及ぼすおそれがある事態が生じた場合には、必要な措置を講じるとともに、その旨を速やかに当該特定細胞加工物製造事業者が製造した特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関及び厚生労働大臣に報告しなければならない。

一 前項の措置に係る特定細胞加工物を保管する場合においては、当該特定細胞加工物を区分して一定期間保管した後、適切に処理しなければならない。

(自己点検)

第二百八条 特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 当該変更による特定細胞加工物の品質への影響を評価し、その評価の結果をもとに変更(品質等に関する情報及び品質不良等の処理)

第二百六条 特定細胞加工物製造事業者は、特定細胞加工物に係る品質等に関する情報(以下「品質情報」という。)を得たときは、その品質情報に係る事項が当該細胞培養加工施設に起因するものでないことが明らかな場合を除き、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。この場合において、特定細胞加工物製造事業者は、必

二 自己点検の結果を施設管理者に対して文書により報告すること。  
 三 自己点検の結果の記録を作成し、これを保管すること。  
 2 特定細胞加工物製造事業者は、前項第一号の自己点検の結果に基づき、製造管理又は品質管理に関し改善が必要な場合においては、所要の措置を探るとともに、当該措置の記録を作成し、これを保管すること。

#### (教育訓練)

特定細胞加工物製造事業者は、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる業務を行わせなければならない。

一 製造・品質管理業務に従事する職員に対し、製造管理及び品質管理に関する必要な教育訓練を計画的に実施すること。

二 製造又は試験検査に従事する職員に対し、特定細胞加工物の製造のために必要な衛生管理、微生物学、医学その他必要な教育訓練を実施すること。

三 清浄度管理区域及び無菌操作等区域等での作業に従事する職員並びに特定細胞加工物の製造に使用する人若しくは動物の細胞又は微生物等の培養その他の加工等に係る作業に従事する職員に対して、微生物等による汚染を防止するために必要な措置に関する教育訓練を実施すること。

四 教育訓練の実施状況を施設管理者に対して文書により報告すること。

五 教育訓練の実施の記録を作成し、これを保管すること。

(文書及び記録の管理)  
**第一百十条** 特定細胞加工物製造事業者は、第四章に規定する文書及び記録について、あらかじめ指定した者に、手順書等に基づき、次に掲げる事項を行わせなければならない。  
 一 文書を作成し、又は改訂する場合においては、手順書等に基づき、承認、配付、保管等を行うこと。  
 二 手順書等を作成し、又は改訂する場合においては、当該手順書等にその日付を記載すること。  
 三 第四章に規定する文書及び記録を作成の日(手順書等については使用しなくなつた日)から次に掲げる期間(教育訓練に係る記録にあつては、五年間)保管すること。

イ 指定再生医療等製品の原料と類似の原料からなる特定細胞加工物にあつては、三十一年間  
 ロ イに規定する特定細胞加工物の製造に関する記録に関する事項  
**第一百十一条** 法第四十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  
 一 製造をした特定細胞加工物の種類  
 二 特定細胞加工物の提供先の再生医療等提供機関の名称及び住所  
 三 委託を受けて製造をした場合には、委託元及び委託業務の内容

四 再生医療等に用いる細胞の種類  
 五 再生医療等に用いる細胞の提供が行われた医療機関等の名称及び細胞の提供が行われた年月日  
 六 再生医療等に用いる細胞が適切なものであることを検査等により確認した結果

七 特定細胞加工物の製造の経過  
 八 特定細胞加工物が再生医療等に用いるために適切なものであることを検査等により確認した結果  
 九 特定細胞加工物の輸送の方法及び輸送業者  
 十 特定細胞加工物の提供日

年間

定期報告

年間

2 前項の報告は、法第三十五条第一項の規定による許可又は法第三十九条第一項の規定による認定を受けた日若しくは法第四十条第一項の規定による届出をした日から起算して、一年ごとに、当該期間満了後六十日以内に行わなければならぬ。  
**第五章 監督**  
 (身分を示す証明書)  
**第一百四十二条** 法第二十四条第三項(法第五十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第三十によるものとする。

**第一百十三条** 法第二十四条第三項(法第五十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、様式第三十によるものとする。

**第一百四十四条** 厚生労働大臣は、法第二十四条第一項の規定により、提携機関管理者若しくは開設者(医療法第五条第一項に規定する医師又は歯科医師を含む。以下この条において同じ。)に對して、必要な報告をさせるとき、法第二十四条第一項の規定により、医療機関の管理者若しくは開設者に對して必要な報告をさせるとき、法第三十三条の規定により、認定委員会設置者に對して、報告を求めるとき、法第五十条第一項第一号の規定により、法第三十九条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)に對して、必要な報告を求めるとき、法第五十二条第一項の規定により、許可事業者若しくは届出事業者に對し、必要な報告をさせるとき又は法第五十二条第二項の規定により、特定細胞加工物を製造する者に對し、必要な報告をさせることは、その理由を通知するものとする。(機構による認定事業者に対する検査又は質問の結果の通知)

**第一百四十五条** 法第五十条第三項の規定による通知は、様式第三十一による通知書により行うものとする。

**第一百四十六条** 法第五十三条第二項の規定による通知書は、様式第三十二による通知書により行うものとする。

**第一百四十七条** 法第五十三条第三項の規定による立入検査等の結果の通知

**第一百四十八条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十三によるものとする。

**第一百四十九条** 法第二十六条第一項、第二項及び第四項の結果の通知

**第一百五十条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十一による通知書により行うものとする。

**第一百五十一条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十二による通知書により行うものとする。

**第一百五十二条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十三によるものとする。

**第一百五十三条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十四によるものとする。

**第一百五十四条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十五によるものとする。

**第一百五十五条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十六によるものとする。

**第一百五十六条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十七によるものとする。

**第一百五十七条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十八によるものとする。

**第一百五十八条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第三十九によるものとする。

**第一百五十九条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第四十によるものとする。

**第一百六十条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第四十一によるものとする。

**第一百六十一条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第四十二によるものとする。

**第一百六十二条** 法第五十三条第一項の規定による通知書は、様式第四十三によるものとする。

ロ 疾病等の発生に對する措置状況  
 ハ 特定細胞加工物製造事業者による対策等  
 2 前項の報告は、法第三十五条第一項の規定による許可又は法第三十九条第一項の規定による認定を受けた日若しくは法第四十条第一項の規定による届出をした日から起算して、一年ごとに、当該期間満了後六十日以内に行わなければならない。  
 一 法第四条第一項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 二 法第五条第一項及び第三項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 三 法第六条に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 四 法第十八条に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 五 法第二十一条第一項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 六 法第二十三条に規定する権限  
 七 法二十四条第一項及び第二項に規定する権限  
 八 法第二十六条第一項、第二項及び第四項の結果の通知  
 九 法第二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十 法第二十八条第一項、第二項及び第四項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十一 法第三十条第一項及び第二項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十二 法第三十一条に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十三 法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第六号、第七号、第十二号から第十四号まで及び第二十号から第二十三号までに掲げる権限を自ら行うことを妨げない。  
 一 法第四条第一項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 二 法第五条第一項及び第三項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 三 法第六条に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 四 法第十八条に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 五 法第二十一条第一項に規定する権限(第二種再生医療等及び第三種再生医療等に係るものに限る。)  
 六 法第二十三条に規定する権限  
 七 法二十四条第一項及び第二項に規定する権限  
 八 法第二十六条第一項、第二項及び第四項の結果の通知  
 九 法第二十七条第一項、第二項及び第四項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十 法第二十八条第一項、第二項及び第四項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十一 法第三十条第一項及び第二項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十二 法第三十一条に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)  
 十三 法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限(特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。)

十四 法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限（特定認定再生医療等委員会以外の認定再生医療等委員会に係るものに限る。）	法第三十二条第一項及び第二項に規定する権限（法第三十六条第二項まで（これらの規定を法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限）
十五 法第三十五条第一項及び第二項から第五項まで（これらの規定を法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限	法第三十五条第一項及び第二項から第五項まで（これらの規定を法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限
十六 法第三十七条に規定する権限	法第三十七条に規定する権限
十七 法第四十条第一項及び第三項に規定する権限	法第四十条第一項及び第三項に規定する権限
十八 法第四十一条に規定する権限	法第四十一条に規定する権限
十九 法第四十六条に規定する権限	法第四十六条に規定する権限
二十 法第四十八条第一項及び第二項に規定する権限	法第四十八条第一項及び第二項に規定する権限
二十一 法第四十九条に規定する権限	法第四十九条に規定する権限
二十二 法第五十一条に規定する権限	法第五十二条第一項及び第二項に規定する権限
二十三 法第五十二条第一項及び第二項に規定する権限	法第五十二条第一項及び第二項に規定する権限
二十四 法第五十九条に規定する権限	法第五十九条に規定する権限
二十五 法第六十条に規定する権限	法第六十条に規定する権限
二十六 法第六十一条に規定する権限	法第六十一条に規定する権限
二十七 法第六十二条に規定する権限	法第六十二条に規定する権限
二十八 法第六十三条に規定する権限	法第六十三条に規定する権限
二十九 法第六十四条に規定する権限	法第六十四条に規定する権限
三十 法第六十五条に規定する権限	法第六十五条に規定する権限
三十一 法第六十六条に規定する権限	法第六十六条に規定する権限
三十二 法第六十七条に規定する権限	法第六十七条に規定する権限
三十三 法第六十八条に規定する権限	法第六十八条に規定する権限
三十四 法第六十九条に規定する権限	法第六十九条に規定する権限
三十五 法第七十条に規定する権限	法第七十条に規定する権限
三十六 法第七十一条に規定する権限	法第七十一条に規定する権限
三十七 法第七十二条に規定する権限	法第七十二条に規定する権限
三十八 法第七十三条に規定する権限	法第七十三条に規定する権限
三十九 法第七十四条に規定する権限	法第七十四条に規定する権限
四十 法第七十五条に規定する権限	法第七十五条に規定する権限
四十一 法第七十六条に規定する権限	法第七十六条に規定する権限
四十二 法第七十七条に規定する権限	法第七十七条に規定する権限
四十三 法第七十八条に規定する権限	法第七十八条に規定する権限
四十四 法第七十九条に規定する権限	法第七十九条に規定する権限
四十五 法第八十条に規定する権限	法第八十条に規定する権限
四十六 法第八十一条に規定する権限	法第八十一条に規定する権限
四十七 法第八十二条に規定する権限	法第八十二条に規定する権限
四十八 法第八十三条に規定する権限	法第八十三条に規定する権限
四十九 法第八十四条に規定する権限	法第八十四条に規定する権限
五十 法第八十五条に規定する権限	法第八十五条に規定する権限
五十一 法第八十六条に規定する権限	法第八十六条に規定する権限
五十二 法第八十七条に規定する権限	法第八十七条に規定する権限
五十三 法第八十八条に規定する権限	法第八十八条に規定する権限

第八条の九第五項	総括報告書の概要
第二十七条第一項	様式第一による計画及び
第三十条第一項	様式第一の二による計画
第三十三条第一項	様式第三による届書
第三十四条第一項	様式第四による届書
第三十五条第一項	様式第五による申請書
第三十六条第一項	様式第二による申請書
第三十七条第一項	様式第七による申請書
第三十八条第一項	様式第八による届書
第三十九条第一項	様式第九による届書
第四十条第一項	様式第十による申請書
第四十一条第一項	様式第十一による申請書
第四十二条第一項	様式第十二による申請書
第四十三条第一項	様式第十三による申請書
第四十四条第一項	様式第十四による申請書
第五十五条第一項	様式第十六による届書
第五十六条第一項	様式第十七による申請書
第五十七条第一項	様式第十八による申請書
第五十八条第一項	様式第十九による申請書
第五十九条第一項	様式第二十による申請書
第六十条第一項	様式第二十一による申請書
第六十一条第一項	様式第二十二による申請書
第六十二条第一項	様式第二十三による申請書
第六十三条第一項	様式第二十四による申請書
第六十四条第一項	様式第二十五による申請書
第六十五条第一項	様式第二十六による申請書
第六十六条第一項	様式第二十七による申請書
第六十七条第一項	様式第二十八による申請書
第六十八条第一項	様式第二十九による申請書

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。	第一条 この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。
附 則（平成二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号）抄	附 則（平成二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号）抄
（施行期日）	（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。	この省令は、公布の日から施行する。
二 提出年月日、申請年月日又は届出年月日	二 提出年月日、申請年月日又は届出年月日

二 認定再生医療等委員会は、前項の規定による再生医療等提供計画の変更についての法第二十条第一号の規定による業務を行ふに当たつては、新施行規則第四条に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあつては、当該提出までの間（当該期間内に法第五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して新施行規則第四条に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあつては、当該提出までの間）は、なお従前の例によつては、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。	二 認定再生医療等委員会は、前項の規定による再生医療等提供計画の変更についての法第二十条第一号の規定による業務を行ふに当たつては、新施行規則第四条に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあつては、当該提出までの間（当該期間内に法第五条第一項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して新施行規則第四条に規定する再生医療等提供基準に適合した変更後の再生医療等提供計画を提出した場合にあつては、当該提出までの間）は、なお従前の例によつては、この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
二 提出者、申請者又は届出をする者の氏名	二 提出者、申請者又は届出をする者の氏名
三 第百二十二条 法第四条第三項（法第五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第三項（法第二十七条第三項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限	三 第百二十二条 法第四条第三項（法第五条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十六条第三項（法第二十七条第三項及び第二十八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限
四 第百二十三条 法第二十七条第三項及び第二十八条第三項（法第二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号）抄	四 第百二十三条 法第二十七条第三項及び第二十八条第三項（法第二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号）抄
五 第百二十四条 法第二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号（施行前）抄	五 第百二十四条 法第二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号（施行前）抄
六 第百二十五条 法第二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号（施行後）抄	六 第百二十五条 法第二十九年一月三十日厚生労働省令第一二九号（施行後）抄

附則（令和二年四月三〇日厚生労働省様式第

この省令は、公布の日から施行する。

令第一〇〇号)

附 則（令和二年六月二六日厚生労

この省令は、公布の日から施行する。

附 貝 令和二年二月二十五日厚生省令第二〇八号) 抄

**施行期日** 条 この省令は、公布の日から施行する。

**第一條** この省令の施行の際現にあるこの省令に  
(経過措置)

による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省

2 令による改正後の様式によるものとみなす。  
二の省令の施行の際現にある田様式による用

紙については、当分の間、これを取り繕つて使用する二三ほどである。

附 則（令和三年一月二八日厚生労働省  
令第1号）

この省令は、令和三年二月一日から施行す

附則（令和三年一月二九日厚生労働省）

(施行期日)

第一條 この省令は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等

の一部を改正する法律（以下「改正法」といふ。）附則第一条第一号に規定する規定の施行

の日（令和三年八月一日）から施行する  
附 則（令和四年三月一九日厚生労働省）

(施行期日) 令第四七号抄

**第一条** この省令は、令和四年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

よる改正前の様式は、この省令による改正後の  
様式とみなす。

様式第一（第二十七条関係）

様式第一（第二十七条同様）（第一項）

再生医療等検査の届出（研究）

年 月

種別	年月日	内文用紙面の件名	内文用紙面の件名	内文用紙面の件名	内文用紙面の件名																		
研究者登録	年月日	内文用紙面の件名	内文用紙面の件名	内文用紙面の件名	内文用紙面の件名																		
以下にとより、再生医療等を実施した上で、再生医療等の安全性の確保に関する法律第4条第1項規定により再生医療等の安全性の確認を行ないます。																							
記																							
<p>1. 被験者（以下「被験者」といいます）の性別、年齢、学年及びその内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>性別</td><td>男</td><td>女</td></tr> <tr><td>年齢</td><td>歳</td><td>歳</td></tr> <tr><td>学年</td><td>年</td><td>年</td></tr> <tr><td>被験者の年齢</td><td>歳</td><td>歳</td></tr> <tr><td>被験者の学年</td><td>年</td><td>年</td></tr> <tr><td>被験者の性別</td><td>男</td><td>女</td></tr> </table>						性別	男	女	年齢	歳	歳	学年	年	年	被験者の年齢	歳	歳	被験者の学年	年	年	被験者の性別	男	女
性別	男	女																					
年齢	歳	歳																					
学年	年	年																					
被験者の年齢	歳	歳																					
被験者の学年	年	年																					
被験者の性別	男	女																					
<p>2. 実施機関（以下「実施機関」といいます）の名称</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>実施機関の名称</td></tr> <tr><td>実施機関の所在地</td></tr> <tr><td>実施機関の運営形態</td></tr> <tr><td>実施機関の運営形態</td></tr> </table>						実施機関の名称	実施機関の所在地	実施機関の運営形態	実施機関の運営形態														
実施機関の名称																							
実施機関の所在地																							
実施機関の運営形態																							
実施機関の運営形態																							





様式第一二の二（第ニ七十二号用紙）（第ニ四面）																									
再生医療等提供計画（治療）																									
年 月																									
再生医療等提供計画（治療）																									
再生医療等の提供を 名 称																									
行う医療機関名																									
住所																									
管理者																									
氏 名																									
下記のことより、再生医療等を施行しないので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第4条第1項第1号に該当する事由はありません。																									
記																									
1 図形上、上記の再生医療等実施内容																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">再生医療等実施内容</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">実施</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">未実施</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">未定</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">再生医療等の実施</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">□</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">△</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">再生医療等の実施（既往症・既往歴の有無による）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">□</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">△</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">既往症・既往歴の有無による実施</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">□</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">△</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">既往症・既往歴の有無による実施（既往症・既往歴の有無による）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">□</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">△</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">既往症・既往歴の有無による実施（既往症・既往歴の有無による）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">□</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">△</td> </tr> </table>		再生医療等実施内容	実施	未実施	未定	再生医療等の実施	○	□	△	再生医療等の実施（既往症・既往歴の有無による）	○	□	△	既往症・既往歴の有無による実施	○	□	△	既往症・既往歴の有無による実施（既往症・既往歴の有無による）	○	□	△	既往症・既往歴の有無による実施（既往症・既往歴の有無による）	○	□	△
再生医療等実施内容	実施	未実施	未定																						
再生医療等の実施	○	□	△																						
再生医療等の実施（既往症・既往歴の有無による）	○	□	△																						
既往症・既往歴の有無による実施	○	□	△																						
既往症・既往歴の有無による実施（既往症・既往歴の有無による）	○	□	△																						
既往症・既往歴の有無による実施（既往症・既往歴の有無による）	○	□	△																						

(参考書)

- 1. 朝日新聞 大事小記 4月24日、「アメ横」がアメ横。
- 2. 桃井は、まさに1年生。
- 3. 各項目は、必ずしもこの記事の内容全てを網羅する事ができないときは、回顧に「別題」として記載する。
- 4. 1.の「(所長)吉澤洋輔」の項目には、元は「たかのる」の基盤や他の会員の内定を記載することとする。
- 5. 各項目は、必ずしもこの記事の内容全てを網羅する事ができないときは、回顧に「別題」として記載する。
- 6. 各項目は、必ずしもこの記事の内容全てを網羅する事ができないときは、回顧に「別題」として記載する。
- 7. 各項目は、必ずしもこの記事の内容全てを網羅する事ができないときは、回顧に「別題」として記載する。

樣式第二（第二十八條關係）

様式第三（第三十条関係）

樣式第四（第三十一条關係

様式第二(第二百八十六条)								
所生医療等提供の調査事項変更届書								
年 月 日								
被生医療者 <b>○</b> 様 被生医療者助長								
再生医療等提供機関 名 称								
住 所								
管理者名 多治見昌吉 氏名 氏名に変更する場合は □は記入欄								
下記のとおり、再生医療等提供機関を変更したいので、再生医療等の専門性の確保等に 関する認定基準を満たす現機関に下記を記入して下さい。								
記入欄								
<table border="1"> <tr> <td>新規認定申請の提出機関の名称</td> </tr> <tr> <td>新規認定申請の提出機関の住所</td> </tr> <tr> <td>新規認定申請の提出機関の電話番号</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> </tr> <tr> <td>新規認定申請の提出機関の名称</td> </tr> <tr> <td>新規認定申請の提出機関の住所</td> </tr> <tr> <td>新規認定申請の提出機関の電話番号</td> </tr> </table>		新規認定申請の提出機関の名称	新規認定申請の提出機関の住所	新規認定申請の提出機関の電話番号	変更内容	新規認定申請の提出機関の名称	新規認定申請の提出機関の住所	新規認定申請の提出機関の電話番号
新規認定申請の提出機関の名称								
新規認定申請の提出機関の住所								
新規認定申請の提出機関の電話番号								
変更内容								
新規認定申請の提出機関の名称								
新規認定申請の提出機関の住所								
新規認定申請の提出機関の電話番号								

名前	姓 名 別 表 て字 氏名 （例）佐藤 長 夫 別 表 て字 氏名 （例）佐藤 長 夫 （は代表者）				
下記のとおり、再生医療等供給医を変更したいので、再生医療等の安全性の維持等に 関する法規化条項の規定の適用により、廃止します。					
記					
<p>再生医療等の提供 再生医療等の提供</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>支払医療機関</td> </tr> <tr> <td>支払医療機関</td> </tr> <tr> <td>支払医療機関</td> </tr> <tr> <td>支払医療機関</td> </tr> </table> <p>申請書類が当院各部門へ、上記の順に積み重ねて、記載すること</p>		支払医療機関	支払医療機関	支払医療機関	支払医療機関
支払医療機関					
（捺印欄）					
<p>（捺印の方法） ①用紙の大きさは、A4で作成すること。 ②用紙は、正面向きで上書きすること。 ③用紙は、複数枚ある場合は全てを記載する事ができないときは、同様に「別 紙」として、上書きして記載すること。</p>					

変更内容	登録用 変更年月日 登録理由
申請候補者がいる場合は、上記の項目を複数して記載すること (留意事項) 1. 用紙の大きさは、A4とすること。 2. 提出は、正しく行うこと。 3. 各項目に記載欄がある場合で記載する事ができないときには、同欄に「別紙提出」と記入し、別紙提出用紙の提出を行ふこと。	

様式表面(第三十一条図面)	
再生医療等提供申込書	
年 月 日	
登記申請大区 } 附 地方登記局	
所生医療等使用機関 名 称	
住 所	
管理者者名を記入欄 専らで來院した場合 氏 名 は、代用管理	
下記のとおり、再生医療等の提供を中止したので、再生医療等の安全性の確保に関する規則第六条の規定により提出します。 役	
<input checked="" type="checkbox"/> ①再生医療等の内容が変更された。 <input checked="" type="checkbox"/> ②再生医療等の名前 <input checked="" type="checkbox"/> ③その他	
(登記請求)	
■ 用印の大きさは、4cm×4cm程度とし、 ■ 用印の大きさは、4cm×4cm程度とし、 ■ 用印の大きさは、4cm×4cm程度とし、 ■ 用印の大きさは、4cm×4cm程度とし、	

下記のとおり、再生医療等の実施を中止したので、再生医療等の安全性の確保等に関する法律(略称)の規定により届け出ます。

様式第五（第四十三条関係）（第一面）

様式第五（第四十三条関係）（第二面）

構が足りない場合は、適宜追加すること

様式第五（第四十三条関係）（第三面）

設置する者と利害関係を有している場合は「有」、有していない場合は「無」を記載すること。

樣式第六（第五十条關係）

様式第七(第五十一條関係) 再生医療等委員会認定事項変更申請書

年月日

再生医療大綱 地方厚生局長 様  
認定委員会 住 所 〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
元、本 〔法人にあっては、其の代表者の住所〕

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日

※複数提出の場合は、上記の項目を複数して記載すること。

(留意事項)  
1 用紙の大きさは、A4をすること。  
2 読み易い文章とすること。  
3 認定委員会の運営者が「住所」について、法人でない個体にあつては、名前及び代表者又は登記個人の住所を記載すること。  
4 各項目の記載欄にその記載事項が全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第八(第五十三條関係) 再生医療等委員会認定事項変更申請書

年月日

再生医療大綱 地方厚生局長 様  
認定委員会 住 所 〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
元、本 〔法人にあっては、其の代表者の住所〕

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日

※複数提出の場合は、上記の項目を複数して記載すること。

(留意事項)  
1 用紙の大きさは、A4をすること。  
2 読み易い文章とすること。  
3 認定委員会の運営者が「住所」について、法人でない個体にあつては、名前及び代表者又は登記個人の住所を記載すること。  
4 各項目の記載欄にその記載事項が全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第九(第五十五条関係) 再生医療等委員会認定事項変更申請書

年月日

再生医療大綱 地方厚生局長 様  
認定委員会 住 所 〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
元、本 〔法人にあっては、其の代表者の住所〕

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日

※複数提出の場合は、上記の項目を複数して記載すること。

(留意事項)  
1 用紙の大きさは、A4をすること。  
2 読み易い文章とすること。  
3 認定委員会の運営者が「住所」について、法人でない個体にあつては、名前及び代表者又は登記個人の住所を記載すること。  
4 各項目の記載欄にその記載事項が全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

様式第十(第五十六条関係) 再生医療等委員会認定証書交付申請書

年月日

再生医療大綱 地方厚生局長 様  
認定委員会 住 所 〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
〔法人にあっては、其の事務所の所在地〕  
元、本 〔法人にあっては、其の代表者の住所〕

認定再生医療等委員会の認定番号及び 認定年月日

※複数提出の場合は、上記の項目を複数して記載すること。

(留意事項)  
1 用紙の大きさは、A4をすること。  
2 読み易い文章とすること。  
3 認定委員会の運営者が「住所」について、法人でない個体にあつては、名前及び代表者又は登記個人の住所を記載すること。  
4 各項目の記載欄にその記載事項が全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。



様式第十二(第五十八条関係)(第四面)

〔留意事項〕  
1. 用語は、本文とおりである。  
2. 用語は、本文とおりである。  
3. 各種の用語は、その用語事務手帳を記載する事ができないときは、同様に「別紙の用語」を、本規約に規定する用語を記載する事とする。  
4. 記載する用語の「氏名」について、法人でない個体については、各取扱い者者名と氏名を記載すること。  
5. (1)「専任取締役等委員会の幹部」は、専任取締役等委員会を統括する事務所長、専任取締役等委員会幹部職能、その他の専任取締役等委員会に関する事務所長、専任取締役等委員会幹部職能、その他の専任取締役等委員会に関する事務所長を記載すること。  
6. (2)「半期の決算予定」「基準」の用語は、半期の監査及び半期の算定方法を記載すること。  
7. (3)「多額の債務要件の貸付性」の用語は、販売の融資に該当とします。  
専任取締役等委員会の幹部、専任取締役等委員会幹部職能は、専任取締役等委員会の幹部、専任取締役等委員会幹部職能を有する者を指す。  
〔専任取締役等委員会の幹部の用語〕  
専任取締役等委員会の幹部は、専任取締役等委員会を統括する事務所長を有する者である。  
〔専任取締役等委員会幹部職能の用語〕  
専任取締役等委員会幹部職能は、専任取締役等委員会幹部職能を有する者である。  
〔専任取締役等委員会の幹部職能の用語〕  
専任取締役等委員会幹部職能は、専任取締役等委員会幹部職能を有する者である。  
第三条再任専任取締役等委員会の幹部の用語は、専任取締役等委員会幹部の用語と同一の用語である。  
〔専任取締役等委員会の幹部の用語〕  
専任取締役等委員会の幹部は、専任取締役等委員会を統括する事務所長を有する者である。  
〔専任取締役等委員会幹部職能の用語〕  
専任取締役等委員会幹部職能は、専任取締役等委員会幹部職能を有する者である。  
〔専任取締役等委員会の幹部職能の用語〕  
専任取締役等委員会幹部職能は、専任取締役等委員会幹部職能を有する者である。  
〔専任取締役等委員会の幹部の用語〕  
専任取締役等委員会の幹部は、専任取締役等委員会幹部職能を有する者である。

様式第十三(第五十九条関係)

年月日

専任取締役等委員会幹部の用語  
規定期間 月 日 月 日  
規定期間 月 日 月 日  
規定期間 月 日 月 日

下記のとおり、認定再生医療等委員会を認めたわけで、再生医療等の安全性の確認等に関する法律(以下「該法」という。)に該当します。

規定期間	規定期間	規定期間
規定期間	規定期間	規定期間
規定期間	規定期間	規定期間

〔留意事項〕  
1. 用語は、本文とおりである。  
2. 用語は、本文とおりである。  
3. 用語は、本文とおりである。法人でない個体については、各取扱い者者名と氏名を記載すること。  
4. 各種の用語は、その用語事務手帳を記載する事ができないときは、同様に「別紙の用語」を記載すること。

様式第十四(第七十二条関係)(表面)

年月日

地方厚生局長の用語  
規定期間 月 日 月 日  
規定期間 月 日 月 日  
規定期間 月 日 月 日

下記のとおり、物質加工物の製造のため受けたわけで、再生医療等の安全性の確認等に関する法律(以下「該法」という。)に該当します。

規定期間	規定期間	規定期間
規定期間	規定期間	規定期間
規定期間	規定期間	規定期間

様式第十四(第七十二条関係)(裏面)

様式第十(第七十二条関係)(裏面)

年月日

規定期間 月 日 月 日  
規定期間 月 日 月 日  
規定期間 月 日 月 日

〔留意事項〕  
1. 用語は、本文とおりである。  
2. 用語は、本文とおりである。  
3. 各種の用語は、その用語事務手帳を記載する事ができないときは、同様に「別紙の用語」を記載すること。

4. (1)「半期の決算の用語」は該法の用語であるときは「半期」を記載し、あらかじめ、(2)欄においてその用語及び月を、(3)欄においてその用語、(4)欄の確定月日及び(5)欄の確定年を記載すること。  
5. (1)「半期の決算の用語」は該法の用語であるときは「半期」を記載し、(2)欄においてその用語及び月を、(3)欄においてその用語、(4)欄の確定月日及び(5)欄の確定年を記載すること。  
6. (2)「半期の決算の用語」は該法の用語であるときは「半期」を記載し、(3)欄においてその用語及び月を、(4)欄においてその用語、(5)欄の確定月日及び(6)欄の確定年を記載すること。

様式第十五(第73条関係) 特定細胞加工物製造許可証

氏名 (法人にあっては、社名)  
細胞培養加工工場の名称  
細胞培養加工工場の所在地

再生医療等の安全等の趣旨等に関する法律第26条第4項の規定により許可された特定細胞加工物製造事業者であることを記載する。

年月日

現在実施地区 (印)

施設番号  
有効期間 年月日から  
年月日まで

様式第十六(第75条関係)

年月日

地方厚生局長 聞

住所 (法人にあっては、法人の事務所の所在地)  
(法人にあっては、本社の所在地)

下記のとおり、特定細胞加工物の製造の許可権を変更したので、再生医療等の安全等の趣旨等に関する法律第26条第4項の規定により許可します。

記

細胞培養加工工場の施設番号及び所在地
年月日
施設番号の変更
施設番号の新規申請
変更の理由
変更の内容
変更の結果

※複数提出がある場合は上欄の項目を複数して記載すること

(登録事項)  
 1. 申請の大きさは、A4以下のこと。  
 2. 例題は、原本を提出すること。  
 3. 各欄の記載欄ごとに記載事項を全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」となり、「」と記載し、別紙を添付すること。

様式第十七(第76条、第84条関係)(表)

Form No.17(related to Article 76 and 84)(Face side)

許可 署 附 件 申 付 申 請 形 式  
Medicine Application for rewrite issue of accreditation

厚生省衛生局 開  
To Minister of Health, Labour and Welfare or  
the Director General of a Regional Bureau of Health and Welfare

氏名 姓  
Name Surname  
住所 例文  
Address Foreign language  
郵便番号  
Postal code  
電話番号  
Telephone number  
電子メールアドレス  
E-mail address  
会員登録番号  
Member registration number  
外國文  
Name  
姓  
Name Surname  
住所 例文  
Address Foreign language  
郵便番号  
Postal code  
電話番号  
Telephone number  
電子メールアドレス  
E-mail address  
会員登録番号  
Member registration number

下記のとおり、許可権の権限を付与し、再生医療等の安全等に関する法律第26条第4項の規定により許可する旨を記載する場合に、(印)欄に「」と記載することです。  
 行政機関の承認を受けた場合は、(印)欄に「」と記載することです。

I hereby apply for rewrite issue of accreditation by the Safety of Representative  
applied by Article 84 of the Ministerial order on the Safety of Representative  
Medicine as indicated below. 記

細胞培養加工工場の名称 Name of the cell processing facility
月日文書登録番号 Registration number of the document

様式第十七(第76条、第84条関係)(裏)

Form No.17(related to Article 76 and 84)(Reverse side)

変更事項  
Change  
変更前  
Before change  
変更後  
After change  
変更実行日  
The date of  
変更結果  
Change result

※複数提出がある場合は、上欄項目を複数して記載すること  
(登録事項)  
 1. 両欄の大きさは、A4以下のこと。  
 2. 例題は、原本を提出すること。  
 3. 各欄の記載欄ごとに記載事項を全てを記載する事ができないときは、同欄に「別紙」となり、「」と記載し、別紙を添付すること。  
 4. 例題の記載欄が不足する場合は、(印)欄に「」と記載し、別紙を添付すること。  
 5. 例題の記載欄が不足する場合は、(印)欄に「」と記載し、別紙を添付すること。  
 6. 例題の記載欄が不足する場合は、(印)欄に「」と記載し、別紙を添付すること。

In case of foreign cell processor, the address and name of the applicant  
should be written in English and Japanese.

But receive stamp only on the original form, not on its copy. Do not cancel it.

□ 住 所	許 可 證 再交付申請書				
原生樹林大区 地方法令別表					
} 住 所 〔法人にあっては、主 } 事務所の所在地を記載する。他 } は、法人にあっては、本 } 代表者（代表者の氏名）					
下記のとおり、 <b>特 定 構 造</b> の交付を行、再生医療等の安全性の確保等に関する法律 施行規則第77条第1項（前項において「申請する場合は」）の規定により申請します。					
年 月 日					
<table border="1"> <tr> <td>申請者登記上記施設の施設番号及び許可</td> </tr> <tr> <td>年月日文書登録番号</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の名称</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の所在地</td> </tr> </table>		申請者登記上記施設の施設番号及び許可	年月日文書登録番号	申請者登記上記施設の名称	申請者登記上記施設の所在地
申請者登記上記施設の施設番号及び許可					
年月日文書登録番号					
申請者登記上記施設の名称					
申請者登記上記施設の所在地					

(登記事項)  
 1. 用途の大区は、A4とすること。  
 2. 地理的区域は、都道府県とすること。  
 3. 各項目の範囲にそぐる記載事項を全てを記載する事ができないときは、同欄に「別  
紙」の記載欄を複数枚提出すること。  
 4. 外国での特定細胞加工物製造事業者にあっては、外因圏により申請者の住所及び名を  
記載すること。  
 5. 法人の場合は、原生樹林大区又は地方厚生局長に提出する申請書に記り、両印をしない  
こと。

□ 住 所	許 可 證 再交付申請書				
原生樹林大区 地方法令別表					
} 住 所 〔法人にあっては、主 } 事務所の所在地を記載する。他 } は、法人にあっては、本 } 代表者（代表者の氏名）					
下記のとおり、 <b>特 定 構 造</b> の交付を行、再生医療等の安全性の確保等 に関する法律施行規則第77条第1項（前項において「申請する場合は」）の規定により申請します。					
年 月 日					
<table border="1"> <tr> <td>申請者登記上記施設の施設番号及び許可</td> </tr> <tr> <td>年月日文書登録番号</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の名称</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の所在地</td> </tr> </table>		申請者登記上記施設の施設番号及び許可	年月日文書登録番号	申請者登記上記施設の名称	申請者登記上記施設の所在地
申請者登記上記施設の施設番号及び許可					
年月日文書登録番号					
申請者登記上記施設の名称					
申請者登記上記施設の所在地					

下記のとおり、物質細胞加工物製造業者登録の届出を行って、再生医療等の安全性の確保等  
に関する法律施行規則第77条第1項（前項において「申請する場合は」）の規定により申請します。

(登記事項)  
 1. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可  
2. 申請者登記上記施設の施設番号及び許可  
3. 各項目の範囲にそぐる記載事項を全てを記載する事ができないときは、(1)  
より(3)まで記載し、(4)の記載欄を複数枚提出すること。  
 4. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の  
欄にあっては、その理由並び年月日を、(2)欄にあってはその年月、(3)欄にあって  
はその年月日と記載する。ただし、(2)欄に受け取ることになった場合はその年月を、(3)欄にあ  
ってはその年月と記載する。  
 5. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の欄に  
記載する場合は、(2)欄に記載する年月日を、(3)欄に記載する年月と記載する。  
 6. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の欄に  
記載する場合は、(2)欄に記載する年月日を、(3)欄に記載する年月と記載する。  
 7. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の欄に  
記載する場合は、(2)欄に記載する年月日を、(3)欄に記載する年月と記載する。

□ 住 所	許 可 證 再交付申請書				
原生樹林大区 地方法令別表					
} 住 所 〔法人にあっては、主 } 事務所の所在地を記載する。他 } は、法人にあっては、本 } 代表者（代表者の氏名）					
下記のとおり、 <b>特 定 構 造</b> の交付を行、再生医療等の安全性の確保等 に関する法律施行規則第77条第1項（前項において「申請する場合は」）の規定により申請します。					
年 月 日					
<table border="1"> <tr> <td>申請者登記上記施設の施設番号及び許可</td> </tr> <tr> <td>年月日文書登録番号</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の名称</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の所在地</td> </tr> </table>		申請者登記上記施設の施設番号及び許可	年月日文書登録番号	申請者登記上記施設の名称	申請者登記上記施設の所在地
申請者登記上記施設の施設番号及び許可					
年月日文書登録番号					
申請者登記上記施設の名称					
申請者登記上記施設の所在地					

下記のとおり、物質細胞加工物製造業者登録の届出を行って、再生医療等の安全性の確保等  
に関する法律施行規則第77条第1項（前項において「申請する場合は」）の規定により申請します。

(登記事項)  
 1. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可  
2. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可  
3. 各項目の範囲にそぐる記載事項を全てを記載する事ができないときは、(1)  
より(3)まで記載し、(4)の記載欄を複数枚提出すること。  
 4. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の  
欄にあっては、その理由並び年月日を、(2)欄にあってはその年月、(3)欄にあって  
はその年月日と記載する。ただし、(2)欄に受け取ることになった場合はその年月を、(3)欄にあ  
ってはその年月と記載する。  
 5. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の欄に  
記載する場合は、(2)欄に記載する年月日を、(3)欄に記載する年月と記載する。  
 6. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の欄に  
記載する場合は、(2)欄に記載する年月日を、(3)欄に記載する年月と記載する。

□ 住 所	許 可 證 再交付申請書				
原生樹林大区 地方法令別表					
} 住 所 〔法人にあっては、主 } 事務所の所在地を記載する。他 } は、法人にあっては、本 } 代表者（代表者の氏名）					
下記のとおり、 <b>特 定 構 造</b> の交付を行、再生医療等の安全性の確保等 に関する法律施行規則第77条第1項（前項において「申請する場合は」）の規定により申請します。					
年 月 日					
<table border="1"> <tr> <td>申請者登記上記施設の施設番号及び許可</td> </tr> <tr> <td>年月日文書登録番号</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の名称</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の所在地</td> </tr> </table>		申請者登記上記施設の施設番号及び許可	年月日文書登録番号	申請者登記上記施設の名称	申請者登記上記施設の所在地
申請者登記上記施設の施設番号及び許可					
年月日文書登録番号					
申請者登記上記施設の名称					
申請者登記上記施設の所在地					

□ 住 所	許 可 證 再交付申請書				
原生樹林大区 地方法令別表					
} 住 所 〔法人にあっては、主 } 事務所の所在地を記載する。他 } は、法人にあっては、本 } 代表者（代表者の氏名）					
下記のとおり、 <b>特 定 構 造</b> の交付を行、再生医療等の安全性の確保等 に関する法律施行規則第77条第1項（前項において「申請する場合は」）の規定により申請します。					
年 月 日					
<table border="1"> <tr> <td>申請者登記上記施設の施設番号及び許可</td> </tr> <tr> <td>年月日文書登録番号</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の名称</td> </tr> <tr> <td>申請者登記上記施設の所在地</td> </tr> </table>		申請者登記上記施設の施設番号及び許可	年月日文書登録番号	申請者登記上記施設の名称	申請者登記上記施設の所在地
申請者登記上記施設の施設番号及び許可					
年月日文書登録番号					
申請者登記上記施設の名称					
申請者登記上記施設の所在地					

(登記事項)  
 1. 用途の大区は、A4とすること。  
 2. 地域は、北海道とすること。  
 3. 各項目の範囲にそぐる記載事項を全てを記載する事ができないときは、同欄に  
「別紙」の記載欄を複数枚提出すること。  
 4. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の欄に  
記載する場合は、(2)欄に受け取ることになった場合はその年月を、(3)欄にあ  
ってはその年月と記載する。  
 5. 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可の欄に  
記載する場合は、(2)欄に記載する年月日を、(3)欄に記載する年月と記載する。

■ 特定細胞加工物製造事業者登録の申請者登記上記施設の施設番号及び許可についての記載

株式会社二十九条園(本店)  
済査子午利込受取者(引)私付(此の出席の件内に附けしてください。)

(投票書面)

1 本年三月廿四日には上記に付ける株主登録の権利、全般権利などを有する会員登録、即ち本年三月廿四日現在の登録名前による権利がござる場合、正規の代理人ならびにその代理でもある場合は、

〔背景知識〕

- 1) 中小銀行の口座に「電子預け払い戻し専用の金庫箱」、金融機関にて「定期金庫取扱」、銀行名、預金者名等を名前など必要な場合はあります。正確な書類はなるものなら何れでも使用できます。
- 2) 各金融機関で「開設」されている「定期預金」の「定期預金箱」であります。
- 3) 「定期預金」で「定期預金」と書いた上部には、はいなさい「うなぎの子」の絵柄で開封してください。
- 4) 調査申請書類(「定期預金手帳」)の「(用印の貰ひの印記)」と、この際に開けられた「定期預金手帳」金庫箱(定期預金)を同一としていることを必ず確認してください。
- 5) 市中銀行で交付された行員用点検票が大きな暗合、幹部等にはみ出してもかまいませんが、この範囲(WAKI)は絶対に開けてください。

様式第二十一(第八十二条、第八十四条関係)	
特定細胞加工物製造 認定の更新	許可 許可の更新 認定の更新
調査結果通知書	
年 月 日	

独立行政法人医基品医療機器整備事業  
許可の更新  
下記のとおり、特定細胞加工物の製造の運営規定期定の更新  
業等の安全性の確保等に関する法律第35条第4項(法第39条第2項において準用の場合を含む。)の規定により通報します。

細胞培養加工施設の施設番号及び許可年 月日又は認定期月日(更新の場合)	
細胞培養加工施設の名称	
調査結果	
備考	

(留意事項)  
1 用紙の大きさは、A4とすること。  
2 各項目の記載欄にその記載事項の全てを記載する事ができない場合には、同欄に「別紙のとおり。」と記載し、別紙を添付すること。

• [View Details](#)

式様二十二(第三回申請用)(表記二)	
Form No. 22 (3rd Application Form) (Form 2)	
Name of the executive in case of a corporation	
申請者(法人名又はご本人の氏名) Applicant's (corporate name or individual's name)	(1) 本件を提出するに當り 史跡を踏み破られ たことを承認された History of having been granted permission to break through the site of a historical place
	(2) 本件を提出するに當り に違法なことと して認定された sentence of being declared illegal as a severe punishment
	(3) 本件を提出するに當り に違法なことと して認定された sentence of being declared illegal as a severe punishment
製造をしようとする細胞培養細胞の種類 Type of planned specific produced cell	
<input checked="" type="checkbox"/> 人の細胞に由来 し、他の細胞に由来 しない細胞  <input type="checkbox"/> 他の細胞に由来 した細胞  <input type="checkbox"/> 人由来の細胞  <input type="checkbox"/> 動物由来の細胞	
e. 申請者の連絡 Applicant's contact information	
専用番号 Exclusive number	
郵便番号 Postal code	
電話番号 Telephone number	
FAX番号 FAX number	

株式会社三十三(八重山開園)	
Form No. 20 (Related to Article 80)	
特定電気加工物製造認定書	
Accreditation certificate of foreign cell processor	
英 Name	
<p style="text-align: right;">法人にあつては、 その名前 Name of the corporation and name of the person in charge in case of a corporation</p>	
細胞加工工場の名前 Name of the cell processing facility	
細胞加工工場の所在地 Address of the cell processing facility	
細胞加工工場の運営者 Operator of cell processing facility	
<p style="text-align: right;">再承認等の安全性の確保に関する法律第20条の規定の要件により認定を受けた物 を細胞加工物製造事業者であることを示す。</p> <p style="text-align: right;">It is certified that the above cell processor is certified based on the requirements of Article 20, Paragraph 1 of the Law on the Safety of Reproductive Medicine.</p>	
月 日	Data Year / Month / Day
厚生労働省 Minister of Health, Labour and Welfare	

様式第二四二表(裏面十箇条目用)(裏面)  
Form No.24 (related to Article No.4) (Reverse side)

(留意事項)  
(Cited)

1 用紙の大きさは、A4とすること。  
The size of the paper must be A4 Standard Size A4.

2 脚注なし。正本提出のこと。  
Applicant should submit an original form.

3 申請書に記入する欄が不足する場合は、  
「申請書のとなり」に記入し、該欄を記入すること。  
In case there is not enough space to fill in all the information in the columns, write it in the margin of the columns and attach another paper on which all the information is written.



様式第二十六(第八十四条関係) (裏面)  
Form No. 26(related to Article 84(Reverse side))

会社名	会社名
会社の所在地	会社の所在地
会社の電話番号	会社の電話番号
連絡先	連絡先
連絡先情報	連絡先情報
備考	備考

(注意事項)  
(Note)

- 用紙の大きさは、A4をすること。
- 用紙は、正射通りとすること。
- 用紙に記載された各欄は、必ず記入するものとすること。
- 各欄に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、該欄に「See attached paper」の欄に記入し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、該欄に「See attached paper」の欄に記入し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、該欄に「See attached paper」の欄に記入し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、該欄に「See attached paper」の欄に記入し、別紙添付すること。

様式第二十七(第八十五条関係) (裏面)  
Form No. 27(related to Article 85(Reverse side))

年	月	日
地方厚生局長 聞		
旨	{ はんじてあつては、△ はんじてあつては、△ はんじてあつては、△ }	
氏名	氏名	
性別	性別	

下記のとおり、再生医療等の全般の製造等に関する許可申請の各項目に上り書き  
出せます。

細胞培養及び処理の方法	細胞培養及び処理の方法
細胞培養及び処理の場所	細胞培養及び処理の場所
施設管理者の氏名	施設管理者の氏名
施設管理者の性別	施設管理者の性別
施設管理者の年齢	施設管理者の年齢
施設管理者の年齢の満たしの場合は	施設管理者の年齢の満たしの場合は
(1)施設の他の施設に より運搬する場合 に記載すること	(1)施設の他の施設に より運搬する場合 に記載すること
(2)施設の上の施 設に輸送する場合 に記載すること	(2)施設の上の施 設に輸送する場合 に記載すること
(3)施設の外に運 搬する場合に記 載すること	(3)施設の外に運 搬する場合に記 載すること
輸送をしようとする細胞培養加工物の 種類	輸送をしようとする細胞培養加工物の 種類
輸送の細胞に付属する その他の附加の物	輸送の細胞に付属する その他の附加の物
輸送の細胞に付属する その他の附加の物	輸送の細胞に付属する その他の附加の物

様式第二十七(第八十五条関係) (裏面)  
Form No. 27(related to Article 85(Reverse side))

届出者	届出者
届出者情報	届出者情報
届出者番号	届出者番号
届出者住所	届出者住所

(注意事項)  
(Note)

- 用紙の大きさは、A4をすること。
- 用紙は、正射通りとすること。
- 各欄に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。
- 用紙に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。

様式第二十八(第八十七条関係) (裏面)  
Form No. 28(related to Article 87(Reverse side))

年	月	日
地方厚生局長 聞		
旨	{ はんじてあつては、△ はんじてあつては、△ はんじてあつては、△ }	
氏名	氏名	
性別	性別	

下記のとおり、細胞培養加工物の製造の基準場所を変更した上で、再生医療等の全般の細体等に  
関する法規事項の規定により届け出ます。

細胞培養加工物の施設番号及び提出 年月日	細胞培養加工物の施設番号及び提出 年月日
細胞培養加工物の名称	細胞培養加工物の名称
細胞培養加工物の性別	細胞培養加工物の性別
細胞培養加工物の年齢	細胞培養加工物の年齢
変更内容	変更内容
変更内容	変更内容

(注意事項)  
(Note)

- 用紙の大きさは、A4をすること。
- 用紙は、正射通りとすること。
- 各欄に記載欄にそのまま記入する事ができないときは、用紙に「用紙のとおり」、上記し、別紙添付すること。

様式第二十九（第八十八条関係）

様式第二十九(第八十八条関係) Form No. 29 related to Article 41		
規則第41条に規定する外因細胞処理の許可を撤回する申請書 Application for abolition of foreign cell processor		
地方官廳監査課長　様　　提出年月日　　B To Minister of Health, Labour and Welfare Date Year/Month/Year Regional Bureau of Health and Welfare Director-General of Regional Bureau of Health and Welfare		
住 所　　地番　　郵便番号　　在勤地　　在勤会社　　会員登録番号 Address　　Post number　　Local office　　Company　　Registration number 外国文　　外國文　　外國文　　外國文　　外國文 Foreign language　　Foreign language　　Foreign language　　Foreign language 姓 名　　姓 名　　姓 名 Name　　Name　　Name 外国文　　外國文　　外國文 Foreign language　　Foreign language　　Foreign language 会員登録番号　　会員登録番号　　会員登録番号 Registration number　　Registration number　　Registration number		
申込のとおり、特定細胞加工物の製造を禁止したが、再び医療等の安全の基準等に該当する 適用するにあつては、別途申請の上手續をなす事とする。 I hereby declare that, after the above mentioned foreign cell processor is abolished, if it is again required to apply for approval under the provisions of Article 41 of the Act on the Safety of Regenerative Medicine as indicated below, I will do so.		
該申請書は本申請書及び提出年月日 This application is made on the application form and date indicated. 申請提出年月日 Date of application 申請提出場所 Place of application		

(印を捺す)  
1. 用紙の大きさは、A4をすること。  
2. 用紙は、FSC認証のもの。  
3. 紙質は、表面が滑らかで、軽い手触りのもの。  
4. 各項目の記載欄にこの用紙の範囲内で記入する事ができないときは、同欄に「別添」と  
し、別添紙にて記入する。  
If there is not enough space to fill in all the information in the column, attach another paper to the column and attach another paper on which the information  
is written.

様式第三十（第一百三十三条関係）

様式第三十(第一百三十三条関係) Form No. 30 related to Article 133	
再生医療等の安全管理の基準等に関する法律(平成24年法律第69号)別種 第1号	
案　　年　　月　　日　　署名　　年　　月　　日　　署名 Name　　Year/Month/Day　　Signature　　Name　　Year/Month/Day　　Signature	
再生医療等の安全管理の基準等に関する法律(平成24年法律第69号)別種 第1号に基づいて法人登録登録者に付与される登録番号 Registered name of the company based on Article 1 of the Law on the Safety of Regenerative Medicine	
申込者　　年　　月　　日 Application　　Year/Month/Day 再生医療等の安全管理の基準等に関する法律(平成24年法律第69号)別種 第1号に基づいて法人登録登録者に付与される登録番号 Registered name of the company based on Article 1 of the Law on the Safety of Regenerative Medicine	

様式第三十一（第一百十五条関係）

様式第三十一(第一百十五条関係) Form No. 31 related to Article 155	
再生医療等の安全管理の基準等に関する法律(平成24年法律第69号)別種 第1号 地方法規監査課長　様　　年　　月　　日	
適用するにあつては、別途申請の上手續をなす事とする。 If it is required to apply for approval under the provisions of Article 155 of the Law on the Safety of Regenerative Medicine, apply for approval under the provisions of Article 155 of the Law on the Safety of Regenerative Medicine.	
申請手続年月日　　申請結果通知書　　年　　月　　日　　結果通知書 Application date　　Application result notice　　Year/Month/Day　　Result notice	
該申請書は本申請書及び提出年月日 This application is made on the application form and date indicated. 申請提出年月日 Date of application 申請提出場所 Place of application	

様式第三十二(第百十六条関係)  
立入検査 結果通知書  
年月日

厚生労働大臣 〔印〕  
独立行政法人医薬品医療機器機構 機構長 〔印〕

下記のとおり、特許開発加工機械による医薬品、立入検査の結果を、再生医療等の安全性の確保等に関する法律第85条の規定により通知します。

検査機器工場の機器番号	
検査機器工場の工場名	
実施結果	
備考	

(検査事項)  
 1. 用紙の大きさは、A4とすること。  
 2. 各項目に記載欄にその記載欄の全てを記載する事ができないときは、別欄に「別欄のとおり」、丁寧にして、別欄を記入すること。

様式第三十三(第百十七条関係)  
表面 85mm

第一号	
再生医療等の安全性の確保等に関する法律第53条第1項の規定に基づいて立入検査又は質問を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員であることの証明書	
職名	
氏名	
年月日	
年月日発行	
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	
理事長	印

裏面

再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)抜粋  
(立入検査等)

第五十二条 厚生労働大臣は、許可事業者は届出事業者が設置する当該部門又は届出に係る施設の構造・運営設備の箇目一項の事項等に適合しているかどうかを監査するための監査を実施する。監査は、原則として、立入検査又は質問を行うこととする。監査の実施は、又は当該職員に、当該種別検査加工業者をして事業所に立ち入り、その構造設備若しくは装置等他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2. 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、細胞培養加工施設においてこの章の規定若しくは同法第44条の規定による立入検査等の実施を行なう場合に、立入検査等の実施を行なうことを認めるときは、又は再び細胞培養加工施設の安全性の確保等その他の立入検査等の適切な監査等の実施を行うことを認めるときは、細胞培養加工施設若しくは事業所に立ち入り、その構造設備若しくは装置等他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3. 第二十三条第三項の規定による立入検査等に係る人件費並について、同条第四項の規定は前二項の規定による検査等について準用する。

(機構による立入検査等の実施)

第五十三条 厚生労働大臣は、機構に、前条第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行うことを認める。

2. 機構は、前項の規定による立入検査又は質問を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該立入検査又は質問の結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3. 第二項の規定により機構の職員が立入検査又は質問をするとときは、その身分を示す證明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。